

『事林廣記』 刑法類・公理類譯注

本篇は、平成十二年度より本研究班において會讀をはじめた元代の日用類書『事林廣記』のうち「刑法類」「公理類」の譯注である。

底本には元の至順年間(一二三三〇—一二三三三)に刊行されたと思える『新編纂圖增類群書類要事林廣記』(國立公文書館内閣文庫藏、内閣本と略稱)を用い、同じく至順年間の刊行と推定される椿莊書院刊本(臺灣故宮博物院藏、故宮本と略稱。北京中華書局一九六三年影印本、京都中文出版社一九八八年影印本)、後至元六年(一二三四〇)鄭氏積誠堂刊『纂圖增新群書類要事林廣記』(北京大學圖書館藏、北大本と略稱。北京中華書局一九九九年影印本)、日本の元祿十二年(一六九九)に京都の今井七郎兵衛・中野五郎左衛門が元の泰定二年(一二三三三)刊本を翻刻した『新編群書類要事林廣記』(和刻本と略稱。東京汲古書院一九七六年『和刻本類書集成』第一卷、北京中華書局一九九九年影印本)、および明の洪武二十五年(一二三九二)梅溪書院重刊本(慶應義塾大學圖書館藏、洪武刊本と略稱)、特に前三者を参照した。

なお「公理類」については、内閣本になく故宮本、北大本および和

刻本にのみ見える項目も併せて收めた。

「元代の社會と文化」研究班

一 本文は、原則として正體字にあらため、句讀を付し、また便宜上番號をつけた。關連記事によって校訂する場合は、誤字はその後に()で正しいと思える推定字を示し、字を補う場合は()で、削る場合は()で該當する字を圍った。

二 (校)には、『事林廣記』諸テキスト間の異同を記した。

三 (關連記事)には、本文が基づいたと推定される、あるいは本文と同内容の記事名を挙げたが、その原文の引用は紙幅の關係で最小限にとどめた。

四 (注)では、本文の出處、および一部の語彙について説明した。

五 参考となる文獻がある場合は、(参考)として後に付した。

六 譯注の作成は、「刑法類」の「大元通制」から「放火」までは古松崇志、「歐(毆)詈」から「戸絶承繼」までは櫻井智美、「官員公服品級」から「禁斷紅門」までは金文京、「公理類」の「六案所縁」から「應地主歸復業取元地耕佃狀式」までは谷井陽子、

「應請佃他(地)人退業狀式」から「應被牛畜食踐禾苗告狀式」まで、および故宮本、北大本のみに見える二條は加藤雄三、和刻本のみに見える七條は水越知が擔當し、最後に金がまとめた。

なお『事林廣記』の性格およびテキストについては、中華書局影印本『事林廣記』(一九九九)に附載された胡道靜氏および森田憲司氏の論文を参照されたい。

刑法類(別集卷三)

(校)

故宮本別集卷三「刑法類」、北大本戊集卷上「刑法類」は本書と同文。洪武本にはなし。以下、「刑法類」についてはすべて同じ。和刻本壬集卷一「至元雜令」に一部共通する記述がある。

大元通制

(關連記事)

1 『元史』卷二八「英宗本紀」至治三年(一三三三)二月辛巳に、「格例成定、凡二千五百三十九條、内斷例七百一十七、條格千一百五十一、詔赦九十四、令類五百七十七、名曰大元通制、頒行天下。」

2 『元史』卷一〇二「刑法志一」に、「至英宗時、復命宰執儒臣取前書而加損益焉、書成、號曰大元通制。其書之大綱有三。一曰詔制、二曰條格、三曰斷例。凡詔制爲條九十有四、條格爲條一千一百五十有一、斷例爲條七百十有七、大概纂集世祖以來法制事例而已。」

3 『元史』卷二九「泰定帝本紀」泰定元年(一三三四)正月甲辰に、

「敕譯列聖制詔及大元通制、刊本賜百官。」

その他『國朝文類』卷三六李朮魯辨「大元通制序」、吳澄『吳文正公文集』卷一一「大元通制條例綱目後序」、沈仲緯『刑統賦疏』(枕碧樓叢書所收)参照。

(一) 五刑

笞刑 一十¹⁾、決七下²⁾、二十至三十決一十七下。四十至五十決一十七下。

杖刑 六十至七十決三十七下。八十至九十決四十七下。一百決五十七下。

徒刑 一年・一年半決六十七下。二年・二年半決七十七下。三年決八十七下。四年決九十七下。五年決一百七下。

諸犯罪人、年七十歲以上、十五歲以下及篤廢殘疾、不任杖者、每杖一下、贖至元鈔貳佰文。

流刑 二千里。二千五百里。三千里。
死刑 絞刑。斬刑。

(譯)

五刑
笞刑 一十は決七下。二十より三十までは決一十七下。四十より五十までは決二十七下。

杖刑 六十より七十までは決三十七下。八十より九十までは決四十七下。一百は決五十七下。

徒刑 一年・一年半は決六十七下。二年・二年半は決七十七下。三年は決八十七下。四年は決九十七下。五年は決百七下。

すべて罪を犯した人が、年七十歲以上、十五歲以下及び篤疾、廢疾、殘疾であつて、決杖に堪えられない者であれば、杖一下ごとに、至元

鈔二百文を贖う。

流刑 二千里。二千五百里。三千里。

死刑 絞刑。斬刑。

(關連記事)

1 『元典章』卷三九「刑部一・刑制・刑法」の冒頭には元代の五刑の一覽を載せ、同所「五刑訓義」に説明がある。「諸犯罪人」以下の贖罪については、2 『元典章』卷三九「刑部一・刑制・贖刑」の「老疾贖罪鈔數」(元貞元年六月)および3 『元史』卷二〇二「刑法志一」參照。

和刻本『事林廣記』壬集卷一「笞杖則例」は、本書とはば同文だが、「流罪」を缺く。

(注)

(1) 五刑—五刑の名は『禮記』王制にみえるが、「死流徒杖笞」の五刑が定まったのは隋代からである。元代の五刑は『唐律』をふまえるものである。

(2) 七下—『輟耕錄』卷二「五刑」に「國朝用刑寬恕、笞杖十減其三、故笞十減爲七」とある。「下」は回數を數える量詞。

(3) 篤廢殘疾—『吏學指南』老幼疾病に「殘疾、謂一目盲、二耳聾、手無二指、足無三指、手足無大姆指、久漏下、重大癩腫也。廢疾、痴、啞、侏儒、腰脊、折一肢疾者。篤疾、啞疾、癩狂、二肢折、雙目盲者之類」とある。

(4) 流刑—關連記事³では、流刑のところ「遼陽・湖廣・迤北」とあり、元代の流刑地が記されている。

(二) 獄具

笞杖 大頭徑二分七釐。小頭徑一分七釐。

杖¹ 大頭徑三分二釐。小頭徑二分二釐。

訊囚杖 大頭徑四分五釐。小頭徑三分五釐。

杖皆削去節目、用荆柴條爲之。各長三尺五寸。不得用筋膠諸物裝釘。應決者、並用小頭決之。其笞及杖者、臀受之。凡拷訊罪囚、臀腿分受。

枷 各長五尺以上六尺以下、闊一尺四寸以上二尺六寸以下、厚二寸以下一寸八分以上。皆以乾木爲之。長短輕重刻誌其上。

杻械 長一尺六寸以上二尺以下、闊三寸、厚一寸。

鐵鎖 長八尺以上一丈二尺以下。鍊連鑲、重三斤。

(譯)

獄具

笞の杖 大頭は徑二分七釐。小頭は徑一分七釐。

杖の杖 大頭は徑三分二釐。小頭は徑二分二釐。

訊問の杖 大頭は徑四分五釐。小頭は徑三分五釐。

杖はみな節目を取り除き、荆柴の枝を用いてつくる。それぞれ長さは三尺五寸。筋の膠やいろいろな物を用いて釘をつけてはならない。まさに決すべき者は、すべて小頭を用いてこれを決する。笞と杖は、臀部で受けさせる。すべて罪囚を拷問するときは、臀部と大腿に分けて受けさせる。

枷^{くわ} それぞれ長さ五尺以上六尺以下、幅は一尺四寸以上一尺六寸以下、厚さは二寸以下一寸八分以上。みな乾いた木でつく

くる。長さ重さはその上に刻して記す。

杻械^{ていかせ} 長さ一尺六寸以上二尺以下、幅は三寸、厚さは一寸。

鐵鎖^{てつさ} 長さ八尺以上一丈二尺以下。

鍊^{あしかせ} は鑲^{かなわ}を連ねて重さ三斤。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷四〇「刑部二・刑獄・獄具」
- 2 『元史』卷一〇四「刑法志二・職制下」

(注)

(1) 杖—關連記事1では、「杖」「訊問杖」を「杖杖」「訊杖」、關連記事2では「杖」「訊杖」と記す。關連記事1により、ここにみえる獄具の制度は、中統二年七月に定められたものだとということが分かる。

(2) 臀腿分受—このあとに關連資料1では「務要數停」、關連記事2では「務令均停」の一句がある。
 (3) 鐐—この部分は「鐵鎖」に續けて記すが、獄具の一種なので、行を改めて記さなければならぬ。

(三) 有司決斷定例¹⁾

五十七以下司縣斷決。八十七以下散府・州郡斷決。一百七以下各路總管府斷決。應輕重罪囚經廉訪司審錄、無冤、重刑依例結案、輕罪所屬決斷。

(譯)

役所で斷罪する定例

五十七以下(答刑、杖刑)は縣、錄事司が斷決する。八十七以下(徒三年)は散府・州郡が斷決する。一百七以下(徒刑)は各路の總管府が斷決する。あらゆる輕重の罪囚は肅政廉訪司の再審査を経て、冤罪が無ければ、重刑はきまりに従って結審し、輕罪は所屬で決斷する。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷三九「刑部一・刑制・刑法」の「罪名府縣斷隸」

- 2 『元典章』卷四〇「刑部二・刑獄・獄具」の「諸衙門杖數答杖等第」(大德九年六月)

- 3 『元史』卷一〇四「刑法志三・盜賊」

廉訪司の審錄については4『元典章』卷六「臺綱二・體察・察司體察等例」、5『元典章』卷四〇「刑部二・刑獄・斷獄」の「重刑結案」參照。

(注)

(1) 有司決斷定例—關連記事1により、『至元新格』に定められたものであるとわかる。

(2) 州郡—關連記事1では、宋代以來の呼稱である「州軍」と記す。いづれにせよ、元代では「路・府・州」が行政單位であり、ここでは「州」のみを指す。

(3) 廉訪司審錄—關連記事4により、提刑按察司設立時の至元六年(一二六九)に定められた規定であることがわかる。「審錄」とは、路府州縣の地方官府で取り調べが終り罪刑が定まったものを、御史臺・行御史臺より派遣された監察御史や道ごとに置かれた提刑按察司(のち肅政廉訪司)が再審査すること。

(四) 取受贓賄¹⁾

枉法 一貫至十貫、決四十七下。十貫至廿貫、決五十七下。廿貫至五十貫、決七十七下。五十貫至一百貫、決八十七下。一百貫以上、決一百七下。

不枉法 一貫至廿貫、四十七下。廿貫以上至五十貫、五十七下。五十貫以上至一百貫、六十七下。一百五十貫以上至二百貫、八十七下。二百貫以上至三百貫、九十七下。三百貫以上、一百七下。

已上應官吏、除受^⑤救外、其餘合准吏人科斷。吏人犯贓、終身不叙。無祿之人、減一等科斷。

(譯)

賄賂の受け渡し

法を枉げた場合 一貫より十貫までは決四十七下。十貫より二十貫までは決五十七下。二十貫より五十貫までは決七十七下。五十貫より百貫までは決八十七下。百貫より上は決百七下。

法を枉げなかった場合 一貫より二十貫までは四十七下。二十貫より五十貫までは五十七下。五十貫より百貫までは六十七下。百五十貫より二百貫までは八十七下。二百貫より三百貫までは九十七下。三百貫以上は百七下。

以上あらゆる官吏は、受救官は(この規定に従うのを)當然のこととして、それ以外は吏人と同様に科斷すべきである。吏人が贓罪を犯した場合、終身叙任しない。祿が無い人は、一等を減じて科斷する。

(關連記事)

1 『元典章』卷四六「刑部八・諸贓」および同所「贓罪條例」

2 『元史』卷一〇二「刑法志一・職制」

3 『唐律疏議』職制律(一三七條)

(注)

(1) 取受贓賄—關連記事1によると、十二章からなる贓罪條例は大徳七年(一三〇三)三月成立。朱清・張瑄の失脚により、その賄賂を受け取っていたとされる中央政府の宰相執政クラスが軒並み罷免されるという政變に連動して、贓罪條例が定められた。

(2) 枉法—收賄して法を枉げた場合という。『唐律疏議』「職

制」四七條にみえる。關連記事1、2に「不滿貫者、量情斷罪。依例除名」とある。

(3)

貫—關連記事1、2に「以至元鈔爲則」とあるように、至元鈔換算である。

(4)

不枉法—收賄はしたが、法を枉げなかった場合をいう。關連記事1、2に「不滿貫者、量情斷罪。解見任、別行求仕」とあり、「四十七」の後に「本等叙」、「五十七」の後に「注邊遠一任」、「六十七下」の後に「降一等」、その後「二百貫以下至二百五十貫、七十七、降二等」、「八十七」の後に「降三等」、「九十七」の後に「降四等」、「百七」の後に「除名不叙」とある。本條はこれらが省略されている。

(5)

救—「救」とは皇帝より官に賜わる叙任状。より高位のものには「宣」を授けられるが、この「受救官」には「受宣官」も含まれる。關連記事1に、「諸職官及有出身人等、今後因事受財、依條斷罪。枉法者除名不叙。不枉法者須殿三年、再犯不叙。無祿人減一等。吏人犯贓、終身不叙」とある。

(五) 十惡條例 惡條例^②

一曰謀反。謂謀危社稷。

二曰謀大過(逆)。謂謀(毀)宗廟・山陵及宮闈。

三曰謀叛。謂謀背國從僞。

四曰惡逆。謂毆及謀殺祖父母・父母、(殺)伯叔父母・姑・兄弟・外祖父母・(夫)夫之祖父母父母。

五曰不道。謂殺一家(非死罪三)人及支解人、造畜蠱毒、採生厭魅者。

六曰大不敬。謂盜宗祀神御之物・鑾輿・御服、僞造御寶、合和御

藥、悞不依本方、悞封題、御(若)造御膳犯食禁、御幸舟車・常御之殿不牢固、指斥鑿輿、情理切害、厭呪求媚、而涉鑿輿、及對捍制使、而無人臣之禮者。

七日不孝。謂告言罵詈祖父母・父母、及〔外〕祖父母〔父母〕在別籍異財、奉養有闕、居父母喪不丁憂、服內嫁娶、忘哀作樂、釋服從吉、聞父母喪、匿不降(舉?)哀、及詐稱父母祖父母身死者。八日不睦。謂謀〔殺及〕賣總麻以上親屬、毆告夫及大功以上尊長・小功親屬者。

九日不義。謂殺本屬路府州縣官員及受業師傅、又吏卒殺本屬官長、及聞夫喪、匿不舉哀、釋服從吉、改嫁它人者。十日內亂。謂奸小功以上親屬及父妾・繼母者。

(譯)
十惡の條例 諸惡の條例

一に曰く、謀反。社稷を危うくしようと謀ることをいう。
二に曰く、謀大逆。宗廟・山陵及び宮城を〔壞そうと〕謀ることをいう。
三に曰く、謀叛。國に背いて偽政權に従おうと謀ることをいう。
四に曰く、惡逆。祖父母・父母を毆ったり殺そうと謀ったり、伯叔父母・姑・兄弟・母方の祖父母・夫の祖父母父母を〔殺すこと〕をいう。

五に曰く、不道。一家の〔死罪でない三〕人を殺したり、人の肢體をばらばらにしたり、蠱毒を造って所持したり、生きた人を殺して鬼を祭ったり、魔術を行ったりすることをいう。

六に曰く、大不敬。宗祀の神御の物や、天子の輿や衣服を盗んだり、天子の印章を偽造したり、天子のための藥を調合するのに誤って製法に依らなかつたり、誤って題書きしたり、もしくは天

子の食事をつくるときに食禁を犯したり、天子が幸する舟・車や常に臨御する宮殿が堅牢でなかつたり、天子を誹謗して情理をはなはだしく害したり、魔術を行って歡心を買おうとして、天子のことにかかわつたり、天子の使者に抵抗して人臣の禮が無かつたりすることをいう。

七に曰く、不孝。祖父母・父母を告言・罵詈したり、祖父母や父母がいるのに戸籍を別にして財産を異にしたり、奉養に不十分なところがあつたり、父母の喪に居て憂にあたらず、服喪中に嫁いだり娶つたりしたり、哀を忘れて樂をなしたり、喪服を脱いで吉服をつけたら、父母の喪を聞いて匿して哀しまなかつたり、父母祖父母が死んだと詐稱したりすることをいう。

八に曰く、不睦。總麻以上の親屬を〔殺そうと〕謀ったり賣つたりし、夫及び大功以上の尊長や小功の親屬を毆つたり告發したりすることをいう。

九に曰く、不義。本屬の路府州縣官員や業を受けた先生を殺したり、また吏卒が本屬の官長を殺したり、夫の喪を聞いて隠して哀しまず、喪服を脱いで吉服をつけたら、他人に改嫁したりすることをいう。

十に曰く、內亂。小功以上の親屬及び父の妾・繼母と姦通することをいう。

(關連記事)

1 『唐律疏議』「名例律」六條

一曰謀反。謂謀危社稷。

二曰謀大逆。謂謀毀宗廟・山陵及宮闕。

三曰謀叛。謂謀背國從僞。

四曰惡逆。謂毆及謀殺祖父母・父母、殺伯叔父母・姑・兄弟・

外祖父母・夫、夫之祖父母・父母。

五曰不道。謂殺一家非死罪三人、支解人、造畜蠱毒、厭魅。

六曰大不敬。謂盜大祀神御之物・乘輿・服御物。盜及偽造御

寶、合和御藥、誤不如本方及封題誤、若造御膳、誤犯食禁、御

幸舟船、誤不牢固、指斥乘輿、情理切害、及對捍制使、而無人

臣之禮。

七曰不孝。謂告言詛誑祖父母父母、及祖父母父母在、別籍異財、

若供養有闕。居父母喪、身自嫁娶、若作樂、釋服從吉。聞祖父

母父母喪、匿不舉哀、詐稱祖父母父母死。

八曰不睦。謂謀殺及賣總麻以上親、毆告夫及大功以上尊長、小

功尊屬。

九曰不義。謂殺本屬府主・刺史・縣令、見受業師。吏卒殺本部

五品以上官長、及聞夫喪、匿不舉哀、若作樂、釋服從吉及改嫁。

十曰內亂。謂姦小功以上親・父祖妾及與和者。

2 『元史』卷一〇二「刑法志一名例」は『唐律』の引き寫し。

(注)

(1) 十惡—もつとも罪の重い十の犯罪。北齊に始まり、隋代に

定まった後、『唐律』から『清律』まで同じ規定があるが、

本條の内容はやや特殊である。金文京「規範としての古典

とその日用的變容—元代日用類書『事林廣記』所引法令

考」(『古典學の現在Ⅱ』文部省科學研究費補助特定領域研

究「古典學の再構築」二〇〇一) 参照。

(2) 惡條例—『元典章』刑部卷三「諸惡」に「十惡」の項目を

あげてあり、「惡」の前に「諸」が抜けているか、あるいは

この三字自體が衍字であろう。

(3) 採生—生きた人を殺して祭りをすること。宋代以降、西南

地域を中心として多くの事例がみえ、『元典章』卷四一「刑

部卷三・諸惡不道」にも「禁採生祭鬼」などがみえる。宮崎

市定「宋代における殺人祭鬼の習俗について」(『宮崎市定

全集』卷十)、澤田瑞穂「中國の民間宗教」(『工作社』一九八

二) 第五章「殺人祭鬼」、河原正博「殺人祭鬼の習俗」(『漢

民族華南發展史研究』吉川弘文館一九八四)など参照。『唐

律』をはじめ本條以前の「十惡」にみえないが、『明律』卷

一「名例律・十惡」には「五曰不道。謂殺一家非死罪三人、

及支解人、若採生折割、造畜蠱毒、厭魅」、また『清律』卷

四「名例律上」の「十惡」にも「五曰不道。謂殺一家非死罪

三人、及支解人、採生、造畜蠱毒、厭魅」とあって、この

『事林廣記』との關係が注目される。

(4) 舟車—『唐律』は「舟船」に作る。「車」に改めたのは、舟

と船が同義なのを嫌ったか、あるいは元代の大カアンの身

邊の状況を反映しているかもしれない。

(5) 常御之殿—天子が日常の政務を行う建物。『宋史』卷一〇

一「禮志四・明堂」の紹興元年の條に、「今乞于常御殿設位

行禮」とあるのをはじめ主に南宋の史料に多くみえる。

(6) 指斥鑿輿—『唐律』は「指斥乘輿」だが、元の白仁甫「梧

桐雨」雜劇の楔子「端正好」曲に「滿朝中都指斥鑿輿」とあ

り、この語が元代に通用していたことがわかる。

(7) 路府州縣官員—元代の地方行政單位に對應。『明律』では

「知府、知州、知縣」とする。

(8) 繼母—「十惡」の中に繼母との姦通をあげた例は、本條の

みにみられる。

諸條格

(一) 詞訟

諸告人罪者、明注年月、指陳實事、不得稱疑。誣告者抵罪反坐。○
元告人走了呵、被告人至一百日、不生受那甚麼。兩个月尙遠。不見
呵、或一个月、或四十日不見呵、有勾當的、便勾當去者。

(譯)

訴訟

すべて人の罪を告げる者は、年月を明記し、事實をはっきりと述べ、疑わしいことを稱してはならない。誣告する者は反坐の罪にあてる。○元告が逃げたら、告發された人は百日もたつては苦しまないだろうか。一ヶ月でもまだまだだ。みつからなければ、あるいは一ヶ月あるいは四十日みつからなくとも、しごとのある者はただちにしごとに行け。

(關連記事)

1 『元典章』卷五三刑部十五「訴訟」の表および同「告事」の「告罪不得稱疑」。(『元史』卷五、世祖本紀にみえる、中統五年八月の「新立條格」のうちの一部と考えられる)、『元史』卷一〇五「刑法志四・訴訟」

2 『元典章』卷五三刑部十五「訴訟・元告」の「元告人在逃」(至元十八年五月)

(注)

- (1) 諸告人罪者—この條は關連記事1の表に同文がみえる。
(2) 元告人走了呵—この條も關連記事1の表に同文がみえる。
關連記事2では「尙遠」のあとの「不見呵」が脱落している。關連記事1によれば、「舊例」では元告が逃亡して百日後に所在不明であれば、訴えられた品官は復職することに

なっており、本條はこの點を再検討した結果出されたクビライの聖旨で、モンゴル語直譯體漢文で書かれている。

(二) 犯奸

諸和奸無夫婦人、七十七下、有夫婦人、決八十七下。○諸強奸無夫婦人、決一百七下、有夫婦人、處死。婦人不坐。強奸十歲以上幼女、決一百七下、十歲以下幼女、處死。○主母受財、縱妾奸、決四十七下。○夫受財、奸夫・奸婦・本夫、各決八十七下。○翁奸男婦、未成一百七下、已成各處死。

(譯)

すべて夫の無い婦人を和奸すれば七十七下、夫の有る婦人ならば八十七下に決す。○すべて夫の無い婦人を強奸すれば百七下に決し、夫の有る婦人ならば死刑に處す。婦人は罪に問わない。十歳以上の幼女を強奸すれば百七下に決し、十歳以下の幼女を強奸すれば死刑に處す。○女主人が財を受け取つて妾の姦淫するのをゆるせば、四十七下に決す。○夫が財を受け取れば、姦淫した男・姦淫した妻・夫自身は、それぞれ八十七下に決す。○舅がそのむすこの妻と姦淫すれば、未遂ならば百七下、既遂ならばどちらも死刑に處す。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷四五刑部七「諸姦」冒頭に量刑の一覽表あり
2 同「和奸・和奸有夫婦人」
3 同「強奸・強奸無夫婦人」
4 同「強奸有夫婦人」
5 同「奸幼女」
6 同「強奸幼女處死」

7 同「縦奸・主婦受財縦妻犯奸」

8 同「夫受財縦妻犯奸」

9 同書卷四一刑部三「諸惡・内亂」の「翁奸男婦已成」

10 『唐律疏議』雜律（四一〇條、四一五條）

(注)

(1) 犯奸—本條は關連記事2、9にもとづく規定。

(2) 婦人不坐—強奸の場合、婦人が罪に問われないという規定は『唐律』以來のものである。

(三) 諸強盜

持杖傷人、⁽¹⁾不⁽²⁾得財皆處死。持杖不傷人得財、⁽³⁾一百七下。不得財、⁽⁴⁾一百七下。不持杖傷人者、處死。不傷人、⁽⁵⁾爲首者處死、爲從⁽³⁾一百七下。因盜行奸、同強盜傷人、斷處死。

(譯)

すべて強盜の罪

武器を持って人を傷つければ、財を得⁽¹⁾なくとも⁽²⁾みな死刑に處す。武器を持って人を傷つけずに財を得れば百七下⁽³⁾へ出軍に處す。財を得なければ百七下⁽⁴⁾へ徒三年。武器を持たないで人を傷つければ死刑。人を傷つけず⁽⁵⁾四十貫に達すれば⁽⁶⁾首犯は死刑、從犯は百七下。盗みによって姦淫を行えば、強盜して人を傷つけるのと同じくし、死刑に斷ずる。

(關連記事)

1 『元典章』新集「刑部・諸盜・延祐新定例」に量刑の一覽表あり。

2 『元典章』卷四九刑部十一「諸盜・強竊盜」の「處斷盜賊斷例」

3 同書新集「諸盜」の「盜賊通例」

4 『元典章』卷四九「刑部十一・諸盜・高主」の「強切盜賊窩主」

5 『元史』卷一〇四「刑法志三・盜賊」に、「諸強盜持杖但傷人者雖不得財、皆死。不曾傷人、不得財、徒二年半。但得財、徒三年。至二十貫、爲首者死。餘人流遠。不持杖傷人者、惟造意及下手者死。不曾傷人、不得財徒一年半、十貫以下徒二年。每十貫加一等、至四十貫、爲首者死、餘人各徒三年。若因盜而姦、同傷人之坐、其同行人止依本法、謀而未行者、於不得財罪上、各減一等坐之。諸竊盜始謀而未行者、答四十七。已行而不得財者、五十七。得財十貫以下、六十七。至二十貫、七十七。每二十貫加一等、一百貫、徒一年、每一百貫加一等、罪止徒三年。諸盜庫藏錢物者、比常盜加一等、贓滿至五百貫以上者流」。

(注)

(1) 諸強盜—次の「諸竊盜」とあわせ、『元典章』と對照すると、『事林廣記』にみえる盜賊斷例の量刑は、延祐二年に定められた關連記事2、延祐六年に通例として再確認された關連記事3の制度を記したものであることが判明する。すなわち、ここに記された情報は延祐年間以後のものであることは確實である。至治年間に編纂された『元典章』新集には「延祐新定例」として量刑の一覽表が掲げられており、同時期編纂の『大元通制』と一致する。

(2) 得財—關連記事1により「不」を補う。

(3) 一百七下—關連記事1では、この後に「交出軍」がある。

(4) 一百七下—關連記事1では、この後に「徒三年」がある。

(5) 不傷人—關連記事5により、このあとに「至四十貫」を補う。

(四) 諸竊盜

盜係官物、得財十貫以下、決六十七下。十貫之上、決七十七下(徒一年半)²。四十貫之上、決八十七下(徒二年)。六十貫之上、九十七下(徒二年半)。八十貫之上、決一百七下(徒二年半)。一百貫之上、決一百七下、出軍。爲從、十貫決六十七下。四十貫至三百貫者、各減一等。及窩主知情分贓、減正犯賊徒一等、免刺科斷。各以至元鈔爲則。盜常人財、爲首、得財十貫以下、六十七下。十貫之上、決六十七下(徒一年)。四十貫以上、決七十七下(徒一年半)。六十貫以上、決八十七下(徒二年)。八十貫以上、決九十七下(徒二年半)。一百貫至三百貫、決一百七下(徒二年半)。爲從者、各減一等刺斷。

(譯)

すべて竊盜の罪

官物を盗めば、財を得ること十貫以下は決六十七下。十貫の上は決七十七下(徒一年半)。四十貫の上は決八十七下(徒二年)。六十貫の上は九十七下(徒二年半)。八十貫の上は決一百七下(徒三年)。一百貫の上は決一百七下で出軍とする。從犯は、十貫は決六十七下。四十貫から三百貫まではそれぞれ一等を減ずる。及び罪人をかくまうものが事情を知っていて盗んで得たものを分けてもらったら、正犯の賊徒より一等を減じ、刺は免じて科斷する。盗んだ金額についてはそれぞれ至元鈔を基準とする。常人の財を盗んで首謀すれば、財を得ること十貫以下は六十七下。十貫の上は決六十七下(徒一年)。四十貫以上は決七十七下(徒一年半)。六十貫以上は決八十七下(徒二年)。八十貫以上は決九十七下(徒二年半)。百貫より三百貫までは決百七下(徒三年)。三百貫以上で百七下、出軍に處す。從犯はそれぞれ一等を減じ、刺をして斷ずる。

(關連記事)

- 1 『元典章』新集「刑部・諸盜」の「延祐新定例」
- 2 『元典章』卷四九刑部十一「諸盜・窩主」の「強切盜賊窩主」

(注)

- (1) 盜係官物―係官と常人の區別は、關連記事1の一覽表と對應する。
- (2) 決七十七下―へ内は關連記事1によって補う。以下同じ。
- (3) (盜係官物) 爲從、十貫決六十七下―正確には十貫以下が六十七下斷放で、十貫以上が六十七下徒一年である。
- (4) 窩主―この部分は關連記事2にもとづく。
- (5) 決一百七下―この後に、關連記事1によれば、「三百貫上、一百七出軍」が抜けている。

(五) 掘墳

已發墳塚、開棺槨者、比強盜、殘毀尸首、同傷人論。○子孫發掘祖宗墳塋、盜取財物、貨賣墳地、驗犯輕重斷罪。移尸棄骸、不爲祭祀、同惡逆結案。買地人知情、減犯人罪二等。不知情、臨事詳決。賣買祖墳樹木牙人、要罪過。

(譯)

墓を暴く

墳墓を暴いて、ひつぎを開ければ強盜に比し、しかばねをそこなえば人を傷つけるのと同じように論ずる。○子孫が祖宗の墳墓を暴いて、財物を盗み取り、墳墓の土地を賣れば、犯罪の輕重をしらべて斷罪する。しかばねを移したり棄てたりして、祭祀をしなれば、惡逆と同じく結審する。土地を賣う人は、事情を知っていれば、惡逆と同じく結審する。土地を賣う人は、事情を知っていれば、惡逆と同じく結審する。土地を賣う人は、事情を知っていれば、惡逆と同じく結審する。

ば、犯人の罪を減すること二等。事情を知らなければ、事に應じて詳らかに決する。祖宗の墳墓・樹木を賣買するものや仲介人も處罰する。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷四九刑部十一「諸盜」に一覽表あり。
- 2 『元典章』卷五〇刑部十二「諸盜・發塚」の「發塚賊人刺斷」
- 3 同「禁治子孫發塚」(大徳七年三月)
- 4 同「禁子孫擲賣祖宗墳壙樹木」(皇慶二年六月)
- 5 『元史』卷一〇四「刑法志三・大惡」

(注)

- (1) 已發墳塚—これ以下は、關連記事2にもとづく。
- (2) 子孫發掘—これ以下は、關連記事3の中書省咨文に引かれる刑部の呈文をそのまま引き寫したものである。
- (3) 賣買祖墳—これ以下は、關連記事4に引く仁宗聖旨にもとづく。「賣買祖墳樹木牙人、要罪過。」は關連記事4では「今後賣的・買的并牙人每根底、要罪過。」とする。

(六) 放火

凡故燒官舍、比同強盜。有人居止、無問大小財物多寡、決一百七下。○燒常人房舍、比同竊盜。無人居止、損壞財物及田場積聚之物免刺、驗贓依例決斷居役、仍各追所燒物價。再犯決配、役滿遷徙千里之外。燒親屬房舍、同凡人論。

(譯)

放火

すべて故意に官舎を焼けば、強盜と同じ罪とする。人が住んでいるのであれば、建物の大小、財物の多寡を問わず、百七下に決す。

○常人の家を焼けば、竊盜と同じ罪とする。人が住んでいない場合、財物及び田場に集積している物を損壞すれば、刺は免じ、奪った物品をしらべて、きまりによって決斷し、勞役をさせ、そのうえ焼いた物の値段を追徴する。再犯は決杖配役にし、勞役の期間が終わったら、千里の外に遷徙する。親族の家を焼いた場合は、普通人と同じように論ずる。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷四九「刑部十一・諸盜」に一覽表あり
- 2 『元典章』卷五〇「刑部十二・諸盜・放火」の「放火賊人例」(至大元年七月)
- 3 同「放火賊人」(皇慶二年四月)
- 4 『元史』卷一〇五「刑法志四・禁令」

(注)

- (1) 凡故燒官舍—關連記事3の中書省咨文に引かれる刑部呈による。正確な量刑は、「免刺、決一百七下、徒役三年」。
- (2) 燒常人房舍—關連記事2では、「諸人放火故燒官房廳宇・私家宅舍、比同強盜。無人居止空房、并損壞財物畜產及田場積聚之物、比同竊盜。」とあって、竊盜に比すのは、無人の家屋を焼いた場合と財物などに損害をあたえた場合であり、この記述には混亂がみられる。

(3) 同凡人論—ここにみえる條文は基本的に關連記事3にある皇慶二年四月の判例に依據したものが、「燒親屬房舍、同凡人論」という部分は、關連記事2の至大元年の判例に、「據馬関住所犯、雖是朱善兒表姪、以卑犯尊、合同凡人定論。」とある部分に對應している。なお内閣本では「同凡人論」の四字を一行に収めるために雙行小字で記している

が、行數字數を異にするテキストである北大本でも、行の下部に餘裕があるにも關わらず雙行小字で記す。この箇所については、北大本が内閣本を踏まえたものであることが分かる。

(古松)

(七) 歐(毆) 詈¹

凡手足歐(毆)人、決二十七下。手足傷、他物傷、各決三十七下。拔髮、折指齒、破骨、毀缺耳鼻一目、決六十七下。折肋、刃(刀)傷、墮胎、眇二目、決七十七下。傷折支體、瞎一目、決八十七下。毀敗陰陽、成篤疾、決一百七下。○歐(毆) 詈親屬・弟妻・兄妻、決二十七下。詈父、後妻燒烙前妻兒女、決七十七下、離異。弟歐(毆) 傷兄、八十七下。割斷義男脚筋、決九十七下。追鈔一十定、與養贖、令歸宗。爲首打傷親兄手、成廢疾、剗去二目、成廢疾、決一百七下。○姪打折叔脚、成廢疾、遇免、遷徙種田。剗損親族雙目、追鈔廿定。一目、追一十定、給付充養贖、徙遼陽迤東。○江南富戶凌雪(虐) 歐(毆) 傷佃戶、同凡人科斷。○自刑謀害人、決六十七下。○故殺子孫誣賴人、決七十七下。將男女殺害圖賴人、決六十七下。

(譯)

毆打と罵詈

およそ手足によって人を毆打すれば、二十七下に決す。手足に よって傷つけ、あるいはその他の物で傷つければ、各々三十七下 に決す。髮を抜き、指や齒を折り、骨を碎き、耳、鼻或いは片方の 目を傷ものにすれば、六十七下に決す。肋骨を折り、刀を使って傷 つけ、墮胎させ、兩目を見えにくくすれば、七十七下に決す。手足 を傷つけて折り、片目を失明させれば、八十七下に決す。男女の局

部を傷つけ、篤疾の状態にさせれば、一百七下に決す。○親族、弟 嫁や兄嫁を毆ったり罵ったりすれば、二十七下に決す。父を罵れ ば、後添えが前妻の子を焼けば、七十七下に決し、離婚させる。弟 が兄を毆って怪我をさせれば、八十七下。義理の息子の脚の筋を 断てば、九十七下に決し、鈔十定を追徴し、生活のためにあたえ、 もとの戸籍に戻させる。首犯で、兄の手を打って傷を負わせ、廢疾 の状態にさせれば、或いは、兩目をえぐり取り廢疾にすれば、一百 七下に決す。○おいが叔父の脚を打って折り、廢疾にさせ、赦免に あえば、遷徙して土地を耕させる。親族の兩目をえぐって失明さ せれば、鈔二十定を追徴し、片目なら、鈔十定を追徴して、生活費 として給付し、犯人は遼陽以東へ遷徙させる。○江南の富戶がそ の佃戸を虐待して殴り傷を負わせれば、普通の人の場合と同じく 斷罪する。○自分の體を傷つけて他人を害そうと謀れば、六十七 下に決す。○子孫を故意に殺して人にその罪をなすりつければ、六十七 下に決す。○子供を殺害して人に罪をなすりつけようとすれ ば、六十七下に決す。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷四四「刑部六・諸毆」の「舊例鬪毆罪名」、同卷表
- 2 『元史』卷一〇五「刑法志四・鬪毆」
- 3 『元典章』卷四一「刑部三・諸惡・不義」の「燒烙前妻兒女」、同卷表
- 4 『元典章』卷四一「刑部三・諸惡・不睦」の「打傷親兄」
- 5 『元典章』卷四一「刑部三・諸惡・不義」の「割斷義男脚筋」
- 6 『元典章』新集「刑部・諸毆・毀傷眼目」の「控損兩眼成廢疾」
- 7 『元典章』新集「刑部・諸毆・毀傷肢體」の「富豪打傷佃戶」

(注)

- (1) 毆詈—關連記事1は、目錄では「毆詈」となっているが、本文は「諸毆」となっていて、「罵詈」つまり「罵る」行為についての記述はほとんどなく、『唐律』に、「詈」に關する詳細な規定があるのと大きく異なる。本條に親族間の罵詈に關する罰則が若干みえるのは、『元典章』の缺を補うものである。「毆」を「毆」で代用するのは元刻本によくみられる(以下注せず)。關連記事2にも對應する記述がある。
- (2) 他物傷—この箇所はほぼ關連記事1による。ただ「他物傷」は、表では「決四十七下」、「舊例鬪毆罪名」では負傷の度合いによって「三十七下」・「四十七下」と異なる。
- (3) 拔髮—關連記事1の表にはなく、「舊例鬪毆罪名」に「四十七下」とみえる。
- (4) 折肋—この部分、關連記事1では「刀傷、他物折肋、眇兩目、墮胎、穢物汚人頭面、各七十七下」となっており、順序が入れ替わり、かつ脱字がある。
- (5) 毀敗陰陽—この部分、關連記事1では「損二事以上、因舊患致篤疾、斷舌、毀傷陰陽、各一百七下」となっている。
- (6) 毆詈親族—この部分は『元典章』にみえない。罵ることが罪になる對象のうち、『唐律』では一般に「總麻以上」とされるところが、「親屬・弟妻・兄妻」と表現され、また「父」が別條となるのは、具體例が存在したのだろう。「罵父」の後には脱文があるろう。
- (7) 後妻燒烙前妻兒女—この部分は關連記事3の具體例をまとめたもの。關連記事2にも對應する記述がある。
- (8) 弟毆傷兄—關連記事1の表には「弟爲從打傷親兄、決八十

七下」、關連記事3の表には「打傷親兄、八十七」とある。前者は關連記事4をふまえる。この部分が「從犯」のみを指すのかは不明。

- (9) 割斷義男脚筋—關連記事5の具體例をまとめたもの。「鈔十定」は、「中統鈔五百兩」と表現される。鈔十定は五十兩。爲首打傷親兄手—關連記事4による。
- (10) 姪打折叔脚—この部分は對應する記事を見出しえない。
- (11) 剋損親族雙目—關連記事6をまとめたもの。ただし「一目追一十定」については記述がない。
- (12) 進東—「以東」と同じ。ただし『元史』卷八六「百官志二」及び同卷九九「兵志二」に、「進東女真兩萬戶府」とあるように、特定の地域を指す場合もある。
- (13) 毆傷佃戶—關連記事7をまとめたもの。
- (14) 自刑謀害人—この部分は對應する記事を見出しえない。
- (15) 故殺子孫誣賴人—この部分も對應する記事を見出しえないが、『元史』卷一〇五「刑法志四・殺傷」に、「諸因爭、以妻前夫男女溺死、誣賴人者、以故殺論。」及び「諸故殺無罪子孫、以誣賴仇人者、以故殺常人論。」とあり、「誣賴」の概念を用いた規定は多い。それに對し、「圖賴」は『明律』刑律、人命の「殺子孫及奴婢圖賴人」までは、法律用語としてはほとんど例を見ず、この部分との關連が注目される。
- (八) 人口
誘略賣人口爲奴婢者、決一百七下。○誘略奴婢、決九十七下。○假以乞養・過房爲名、引領牙保知情者、決七十七下。貨賣爲奴婢者、決九十七下。價鈔沒官、人給完衆。

(譯) 人の略取と誘拐

良民を略取あるいは誘い出して賣り、奴婢とした者は、一百七下に決す。○奴婢を略取あるいは誘い出した者は、九十七下に決す。○養い子にするとか、後継ぎとして養子縁組するとかと偽れば、手引きした仲介人と保證人で事情を知っていた者は、七十七下に決す。賣って奴婢とした者は、九十七下に決す。代金は官が没收し、奴婢とされた人は家族に返してともに暮らせるようにする。

(校)

北大本戊集上「刑法類・人口」は、二回目の「九十七下」を「七十下」と誤る。

(關連記事)

1 『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁誘略」の「略賣良人新例」、同卷表

2 『元史』卷一〇四「刑法志三・盜賊」

(注) (1) 誘略賣人口爲奴婢者——關連資料1には「誘略良人爲奴婢者、略賣一箇人、斷一百七下、流遠、二人已上、處死。…和誘者、又各減一等(謂誘一人賣爲奴婢者、於流罪上減二等、一(二)人以上、於死罪上減三等…)とある。同資料はその前半部分で「諸掠賣良人爲奴婢者」に注して「略、謂設方略、不和而取。十議(歲)以下、雖和亦同略去(法)」とする。誤字を含むが、『唐律疏議』賊盜・略人略賣人條の律註および疏議を踏襲している。「和誘者」には「誘、謂和同」と注しており、同じく『唐律疏議』に「和誘、謂和同相誘」とあるのを受け継いでいる。「略」と「誘」とは概念上區分

され、扱いを異にする。本條では、このうち「略賣一箇人」の部分のみが引かれており、また「良人」を「人口」として

(2)

誘略奴婢——關連資料1には、「掠誘奴婢、貨賣爲奴婢者、各減掠誘良人罪一等」とある。九十七下は、前注に引いた「各減一等」の原注によれば、流罪より減二等に當るので、奴婢一人を略賣した罪について言うものと解される。ただし、『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・斷例」の表によれば、「略誘奴婢(一人以上者)が九十七、「略誘奴婢(誘)賣爲奴婢一人者」が八十七となっている。

(3)

乞養過房爲名——この部分、關連記事1では「假以過房・乞養爲名、因而貨賣爲奴婢者、斷九十七下、引領牙保知情、減二等。價錢沒官、人給圓聚」とあり、この意味に理解するべきであろう。

(九) 聚衆祈賽

立集場唱淫詞、犯人、四十七下。社長²・主首³・鄰佑人等、二十七下。○鳩斂錢物、聚衆粧扮、鳴鑼擊鼓、迎神賽社、爲首正賽人、五十七下、爲從者、四十七下、里正³・主首³・社長失覺察、知而不首、決三十七下。○詐稱神降、妄言禍福、扇惑鄉民、爲首者、決五十七下。爲從者、決三十七下。社長失覺察、決一十七下。婦人衣男子服、神附、決五十七下。

(譯)

衆を集めて祭りを行う市を開いて淫詞を歌えば、犯人は四十七下。社長・主首・鄰人などのものは二十七下。○錢を徴收して人を聚め、扮装をして、銅鑼

や太鼓などを打ち鳴らし、神を迎えて祭りをすれば、首犯で祭りをつかさどったものは五十七下、従犯は四十七下、里正・主首・社長でそれに氣づかず、或いは知りながら首告しなければ、三十七下に決す。○神が降りてきたと詐稱して、妄りに禍福の豫言をなし、郷民を煽惑すれば、主犯は五十七下に決す。従犯は三十七下に決す。村長が事實に氣づかなければ、一十七下に決す。婦人が男物の服を着て神が付いていると騙れば、五十七下に決す。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁聚衆」の「禁罷集場」
- 2 『元典章』新集「刑部・刑禁・禁聚衆」の「禁治集場祈賽等罪」
- 3 『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁聚衆」の「祈賽神社」
- 4 『元史』卷一〇五「刑法志四・禁令」
- 5 『元典章』卷五二「刑部一四・詐偽・詐」の「詐稱神降」

(注)

(1) 淫詞―民間の歌謡、具體的には當時流行した「詞話」などを指す。

(2) 社長―元代には五十戸を一社とし、その中から社長を選んだ。『通制條格』卷一六「田令・農桑」の至元二三年の聖旨に、「諸縣所屬村疇、凡伍捨家立爲壹社、不以是何諸色人等、竝行入社、令社衆推舉年高、通曉農事、有兼丁者、立爲社長」とあるが、實際には農村だけでなく都市にも置かれていた。太田彌一郎「元代社制の性格」(『集刊東洋學』二三號、一九七〇) 参照。

(3) 主首―村における賦役の責任者である「里正」を補佐して、村落内の治安維持などを受け持つ役で、當番制であった。『金史』卷四六「食貨志一・戸口」に、「京府州縣郭下則

置坊正、村社則隨戶衆寡爲鄉置里正、以按比戶口、催督賦役、勸課農桑。村社三百戸以上則設主首四人、二百戸以上三人、五十戸以上二人、以下一人、以佐里正禁察非違」とあり、元代もそれを踏襲したと思われる。『通制條格』卷一七「賦役・主首里正」参照。

(4) 鳩斂錢物―關連記事4では、「諸軍官」が主語であり、その起源は、『元典章』とは異なる具體的な事件であろう。

(5) 里正―注(3) 参照。

(6) 決五十七下―關連記事5では「六十七下」とする。

(7) 婦人衣男子服―この部分は、對應する記事を見出せない。

(十) 宰殺

私宰馬牛、正犯人決杖一百、仍徵至元鈔二十五貫、付告人充賞。兩鄰知而不首、決廿七下。坊里正、主首、巷長、局院、軍人頭目有失覺察、決五十七下。見殺馬牛人、要斂錢物、決七十七下。

(譯)

屠殺

牛馬をかってに屠殺すれば、正犯人は、杖で一百に決し、さらに至元鈔二十五貫を追徴して、告發者に與えて褒美とする。兩鄰で知りながら申告しなかったら、二十七下に決す。坊正、里正、主首、巷長、局院と軍人の頭目が事實に氣づかなければ、五十七下に決す。牛馬を殺している者を見て、錢物を要求すれば、七十七下に決す。

(關連記事)

1 『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁宰殺」の「賞捕私宰牛馬」に、「今後、有私宰馬牛者、犯人決杖一百、仍徵鈔二十五兩、付

告人充賞。兩鄰知而不首者、決二十七下。本管頭目失覺察、決五十七下。如有見殺馬牛之人、不行告官、恐嚇要錢物者、有人告首、是實、決杖七十七下、徵鈔二十五兩、與告人充賞、同卷表 2 『元史』卷一〇五「刑法志四・禁令」に、「諸私宰官馬牛、爲首決一百七、爲從八十七」。

(注)

(1) 坊里正—坊正と里正。どちらも當番制でなる賦役の責任者だが、前者は都市、後者は農村におけるそれを言う。(九)の注(3)参照。「坊里正、主首、巷長、局院・軍人頭目」については、『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁宰殺」の「私宰牛馬」(至大四年)に、「今後、私宰馬牛、本管頭目失覺察者、離城遠竄、罪在鄉村里正、主首。京城并外路城郭、坊正、巷長。各局院、親管頭目。軍伍之中、即是牌子頭。若有違犯之人、依例斷罪」とあり、至大四年に定められた。なお『元典章』新集「刑部・頭疋・禁宰殺」の「宰殺馬牛首從罪例」(延祐七年)では、首從の區別がつけられ、關連記事2につながる。

(2) 巷長—都市部に設けられた教化役。『通制條格』卷一六「田令・立社巷長」に、「至元七年閏十一月、尙書省、司農司呈、大名、彰德等路在城居民俱係經紀買賣之家、并各局分人匠、恐有不務本業游手好閑凶惡之人、合依眞定等路選立社巷長教訓」とある。

(3) 局院—政府の管轄する各種の工場のこと。局院の頭目とは局院所屬の工匠を管理する官、『元史』卷八五「百官志一・工部尙書」にいう「局院司匠之官」を指すであらう。

(十二) 賭博

當日在場同賭人數、(許)諸人告捉到官、犯人、決七十七下。兩鄰知而不首、弓手・頭目人等故縱不行告捕、各決四十七下。攤(攤)場錢物沒官、仍於犯人名下、均徵至元鈔二十五兩、付告人充賞。賭飲食者、不坐。○無籍之徒結黨設局、白日強騙人錢物、擬依竊盜首從例、計贓斷罪。免刺、不追倍贓。其信從誘入局被騙之人、量事輕重斷罪。○撤捲賊徒、即與局騙財物一體事理、擬依竊盜例、計贓斷配。免刺、不追倍贓。犯人門首、紅泥粉壁、開寫過名。

(譯)

賭博

その日賭場に集まって賭博をした人々は、だれもが官に告發し捕まえて來ることを(許し)、犯人は、七十七下に決す。兩鄰で知りながら告發せず、弓手・直轄の頭目らがわざと放っておいて逮捕しなければ、各々四十七下に決す。賭場での錢は官が沒收し、犯人から等しく至元鈔二十五貫を徵收して、告發した人に與えて褒美とする。飲食を賭ける者は、罪としない。○戸籍に登録されていない不逞の輩が、黨を組んでわなをしかけ、白晝堂々と人から錢を強引に騙しとれば、竊盜の首犯・從犯の例によって、騙しとった物の多寡を調べて斷罪する。刺青は免除し、倍贓は追徵しない。また、信じてわなにはまり、騙された人は、その事の輕重を斟酌して斷罪する。○置き引きなどのこそ泥は、わなをしかけて、財物を騙しとったのと同じく、竊盜の例によって、盗った物の多寡を調べて流罪に斷ずる。刺青は免除し、倍贓は追徵しない。犯人の家の門のところの赤い泥を白く塗った壁に、罪名を書いておく。

(校)

北大本は攤を攤に誤らず、泥字を脱す。

(關連記事)

1 『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁賭博」の「賭博錢物」に、「照得、至元二十四年三月御史臺呈、…今後若有賭博錢物并關撲諸物之人、許諸人捉拿到官、各決七十七下。攤場錢物沒官、仍於犯人名下、均徵鈔二十五兩、付捕告人充賞。…又皇慶二年五月中書刑部呈、…有攤場錢物、盡付告人充賞、及兩鄰知而不首、決四十七下」、同卷表

2 『元史』卷一〇五「刑法志四・禁令」

3 『元典章』卷五七「刑部一九・諸禁・禁局騙」の「局騙錢物」に「杭州人民程忠等、不務生理、結成朋黨設局、白日強騙諸人錢物、擬合依切盜首從例、計贓斷配。免刺、不追倍贓。其信從噉入局被騙之人、量事輕重斷罪」

4 『元典章』新集「刑部・諸盜・騙奪」の「調白經革免刺」に「撤捲賊徒、即與局騙財物一體事理、擬合比依切盜例、計贓斷配。免刺、不追倍贓。於犯人門首、紅泥粉壁、開寫過名」

(注)

- (1) 當日在場―關連記事1に「其雖非同日賭博當場」云々とあるのを見ると、こちらは現行犯のことを指すと思える。
- (2) 弓手・頭目人等―これについては關連記事1にみえない。
- (3) 賭飲食者―關連記事2に「賭飲食者、不坐」とある。『唐律』以來の規定である。
- (4) 倍贓―とった贓物を持ち主に還す正贓以外に犯人から徴收して被害者に與える贓の價額相當の財物。『唐律』名例律、三三條の「疏議」。律令研究會『譯註日本律令』五、「唐律疏議譯註篇」一(東京堂出版、一九七九)一八九頁參照。
- (5) 撤捲―關連記事4は、「調白」すなわち置き引きに關する

規定である。「撤捲」はこっそりと人をだますことをいうらしい。元曲「紫雲庭」一折「仙呂點絳脣」曲に「我每日撤散爲生」、「雍熙樂府」卷四「金殿喜重重」曲に「擣虛撤抗」とある「撤散」、「撤抗」と同じであらう。

(十二) 婚姻

民間聘財、上戸、金一兩・銀五兩・綵段六表裏・雜用絹四十疋。○中戸、金五錢・銀四兩・綵段四表裏・雜用絹三十匹。○下戸、銀三兩・綵段二表裏・雜用絹一十五匹。以男家爲主、願減者、聽。許嫁女、已報婚書、及有私約、或受財輒悔者、笞三十七下。更許嫁他人者、決四十七下。已成者、決五十七下。五年無故不娶者、許經官給據、別行改嫁。○蒙古・色目人、各依本俗、及品官另行定奪。但婚姻、議立婚書文約、〈明白該寫〉元議聘財。招女婿、〈指定〉養老・入舍年限。主婚・係(保)親・媒灼人等畫字、依禮成親。○婚書、明寫聘財禮物、婚主・媒人各畫字。女家回書、亦寫受到聘財數目、嫁主・媒人亦畫字。仍將兩下親(禮)書背面大書合同字樣、各家收執。其彝俗俚語、駢儷、詞語朦朧、無各各畫字合同婚書、爭告到官、即同假偽。○同姓不得爲昏。○有妻更娶妻、雖會赦、猶離之。若求娶妾、明立婚書。○爲婚已定、若女年十五以上、無故五年不成、或(故)謂男女未及婚年甲、或服制未闋之類、其間有故、前後年月併許(計)之。及夫逃亡五年不還、並聽離。不還聘財。○諸妻、犯七出。一無子。二淫佚。三不事舅姑。四口舌。五竊盜。六妬忌。七惡疾。而有三不去、即不得去。一、經持公姑之喪。二、娶時賤後富貴。三、有所受無所歸。若夫妻不安諧、兩願離棄者、不坐。其犯奸、不用此律。

(譯)
婚姻

民間の結納は、上戸は金一兩・銀五兩・綵段六表裏・雜用絹四十疋。○中戸は金五錢・銀四兩・綵段四表裏・雜用絹三十疋。下戸は銀三兩・綵段二表裏・雜用絹十五疋。男家を基準として、減ずることを願う者は許す。婚約した娘が、已に婚書に返事をし、また男方の缺點も承知して約束をし、或いはすでに結納を受けとつていながら、勝手に破談にする者は、笞三十七下。他人と婚姻しようとする者は、四十七下に決す。すでに成婚した者は、五十七下に決す。五年して故なく娶らない場合は、官が證明書を給付して別に改嫁することを許す。○蒙古・色目人は、各々その本來の風俗に従い、品官については別に定める。およそ婚姻を行うならば、議して婚書の文約をつくり、もと決めた結納の額をへはつきりと書く。婿をとるなら、養老のための女婿なのか年限つきの婿なのかをへちゃんと決める。結婚を決める主婚人・保證人・仲人らが署名し、禮によって成婚する。○婚書には、結納や贈り物をきちんと書き、主婚人・仲人各々が署名する。女方の返書にも、また受けとつた結納の數目を書き、主婚人・仲人がまた署名する。さらに、兩方の禮書の裏側に、大きく「合同」の字を書き、各々で收めて保存する。民間の俚語や駢儷文を用いて、言葉の意味が曖昧で、また各々の署名や「合同」の字もないような婚書について、争いを起こし官に訴え出れば、偽物と同じとみなす。○同姓は婚姻することができない。○妻がいるのに更に妻を娶れば、赦免にあつても、なお離婚させる。もし、妾を娶ろうとすれば、きちんと婚書をたてる。○婚姻が既に定まり、もし女が十五歳以上で、理由なく五年婚禮をしなければ、【理由とは、或いは、男女が婚姻の年齢に及ばず、

或いは喪に服してはまだ喪が明けないという類を謂い、そこに理由があれば、前後の年月を合計する。】さらに夫が逃亡して五年歸らなければ、どちらも離婚を許す。結納は返さない。○すべて妻を離縁するのは、七出を犯した場合である。一、子がないこと。二、淫らでなまけること。三、舅姑に仕えないこと。四、おしゃべり。五、竊盜。六、嫉妬。七、ひどい病。だが三不去の場合は離縁してはならない。一、舅姑の喪を取り仕切つた場合。二、娶つた時貧乏で後に富貴になつた場合。三、妻の實家から恩恵を受けたが、妻が歸るところがない場合。もし夫婦仲が悪く、兩方ともに離婚を願う者は、罪としない。姦淫を犯した者には、この律を用いない。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷一八「戸部四・婚姻」表
- 2 『通制條格』卷三「戶令・婚姻禮制(大德八年)」
- 3 『元婚禮貢舉考』「大德聘禮」
- 4 『元典章』新集「戸部・婚姻・嫁娶」表
- 5 『元典章』新集「戸部・婚姻・嫁娶」の「定婚不許悔親別嫁」(同書卷一八「戸部四・婚姻・嫁娶」の「定婚不許悔親」)
- 6 『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・婚禮」の「嫁娶寫立婚書」
- 7 『通制條格』卷三「戶令・婚姻禮制(至元六年)」
- 8 沈仲緯『刑統賦疏』(沈碧樓叢書本、三二裏)「通例」
- 9 『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・婚禮」の「嫁娶聘財體例」
- 10 『通制條格』卷四「戶令・嫁娶(至元八年)」
- 11 『刑統賦疏』(四二裏)「通例」
- 12 『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・次妻」の「有妻許娶妾例」
- 13 『通制條格』卷四「戶令・嫁娶(至元一〇年)」
- 14 『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・休棄」の「離異買休妻例」

- 15 『元史』卷一〇三「刑法志二・戸婚」
- 16 『事林廣記』前集卷一〇「家禮類」の「嫁娶新例」

(注)

- (1) 民間聘財—この部分は關連記事1、2、3、16と同じ。1は上戸の銀を「四兩」と誤る。
- (2) 許嫁女—『唐律』戸婚律、一七五條に「諸許嫁女、已報婚書、及有私約(約、謂先知夫身老、幼、疾、殘、養、庶之類)、而輒悔者、杖六十。雖無許婚之書、但受聘財、亦是。若更許他人者、杖一百。已成者、徒一年半」とある。元代の各々の量刑については、關連記事4にみえる。
- (3) 五年無故不娶者—關連記事5にはば同文がみえる。
- (4) 蒙古・色目人—關連記事1に「蒙古・色目人各依本俗、又未過門夫死、回財一半。品官別行定奪」とある。
- (5) 但婚姻—關連記事6に「但爲婚姻、議定寫立婚書文約、明白該寫元議聘財錢物。若招召女婿、指定養老、或出舍年限。其主婚・保親・媒妁人等畫字、依理成親」とある。7、8も關連。
- (6) 婚書—この部分は關連記事1にはば同文がみえるが、ただ「髣俗俚語駢儷」がなく、「不得用髣語虛文」となっている。「髣俗」は常俗、民俗ということであろうが、「髣語」はやや奇妙である。
- (7) 同姓不得爲昏—『唐律』戸婚律、一八二條、また關連記事9、16にみえる。
- (8) 有妻更娶妻—『唐律』戸婚律、一七七條に「諸有妻更娶妻者、徒一年」、關連記事9に「有妻更娶妻者、雖會赦、猶離之」とある。10、11も關連。

- (9) 求娶妾—關連記事12にみえる。13も關連。
- (10) 爲婚已定—關連記事9、10、16にみえる。「或(故)謂男女未及婚年甲、或服制未闋之類、其間有故、前後年月併許(計)之」の部分は注であることが、10によってわかる。
- (11) 棄妻—『唐律』戸婚律、一八九條、關連記事14、10にみえる。「若夫妻不安諧、兩願離棄者、不坐」は、『唐律』ではこことは別個の規定であるが、『元典章』・『通制條格』の記事によって、一條にまとめられたと考えられる。滋賀秀三「中國家族法の原理」(創文社、一九六七)四七六頁參照。

(十三) 田宅

諸典賣田宅¹、取問房親・鄰人・典主。違限不批退、決一十七下。違限不酬價、決二十七下。典賣田宅²、具情由告、給公據、許令成交。賣主・買主一同齋契、赴官銷照、取承、推收稅石。○聽親・鄰・典主百日內收贖³、限外不得爭告。雖過百日、竝聽依價收贖。若親・鄰・典主在它所者、百里之外、不在由問之限。○欺昧親・鄰・典主、故不成交、決四十七下。親・鄰・典主故行刁蹬、取要畫字錢物、取問是實、決二十七下。○正軍・貼戶破賣田土、許相由問。○站戶典賣田土、依例許親・鄰・典主成交。○年幼、囚饑饉、同祖母賣訖田土、斷付買主。○站戶消乏⁴、賣訖田土、先行隨地收稅。○軍人消乏⁵、賣地土、軍官・奧魯官根底與文字貸賣。

(譯)

田畑と屋敷

すべて田宅を質に入れたり賣ったりするには、優先権のある近親者・土地が鄰接する鄰人・質主に、意思を問い合わせる。彼らがないのに、期限をすぎても辭退しなければ、一十七下

に決す。意思がある場合、期限を過ぎても對價を拂わなければ、二十七下に決す。田宅を質入したり賣ったりしようとする者は、その事情を具えて官に申告すれば、證明書を與えて、取引するのを許す。買手と賣り手が一緒に契約書をもって、官に赴いて登記の變更をし、物件を引き渡し、税糧を移管する。○近親者・鄰人・質主は、百日以内には買戻すことを許すが、期限を過ぎたら争い告發してはならない。もし、近親者・鄰人・質主ではかの所にいる者は、百里をこえれば、相談しなくてもよい。○近親者・鄰人・質主をだまして、故意に取引しなければ、四十七下に決し、百日を過ぎても對價を拂って買戻すことは許す。近親者・鄰人・質主が故意に難癖をつけて、署名や錢物を要求する場合、取り調べて事實であれば、二十七下に決す。○正軍戸とそれを助ける貼戸が田土を賣ろうとする場合、近親者などに問い合わせることを許す。○站戸が田土を質入したり賣ろうとする場合、例に依つて近親者・鄰人・質主と取引することを許す。○年幼い時に飢饉のために、祖母とともに賣ってしまった田土を取り戻そうとしても、かつての買主に與えるようにする。○站戸が疲弊して賣つた田土は、まずその地において租税を納めることにする。○軍人が疲弊して地土を賣るには、軍官・奥魯官に對して、文書を提出してから賣る。

(關連記事)

1 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・典賣」の「典賣批問程限」(新集「戸部・田宅」の「交易・典賣批問程限」)に、「凡典賣田宅、皆從尊長畫字、給據立帳、取問有服房親、次及鄰人・典主、不願者限一十日批退、如違限不行批退者、決一十七下。願者、限一十五日批價、依例立契成交。若違限不行酬價者、決二十七下、

任便。其親・鄰・典主故行刁蹬、取要畫字錢物、取問是實、決二十七下。如業主虛擡高價、不相由問成交者、決二十七下。聽親・鄰・典主百日內收贖。限外不得爭告。欺昧親・鄰・業(典)主、故不交業者、決四十七下。雖過百日、立聽依價收贖。若鄰人・典主在他所者、百里之外、不在由問之限」

2 『元史』卷一〇三「刑法志二・戶婚」

3 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・典賣」の「買賣田宅告官推收」

4 『通制條格』卷二六「田令・典賣田產事例(至大元年)」

5 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・典賣」の「站戸典賣田土」

6 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・典賣」の「遠年賣田告稱卑幼收贖」

7 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・典賣」の「站戸賣訖田土隨地收稅」

(注)

(1) 諸典賣田宅——この部分は、關連記事1、2を簡略にしたものだが、記述の順序に亂れがある。なお土地の賣買については、仁井田陞『中國法制史研究』土地法取引法(東京大學東洋文化研究所、一九六〇)五八八頁「不動產質——占有質——」、及び陳高華『元代土地典賣的過程和文契』(『中國史研究』一九八八—四)等参照。

(2) 典賣田宅——この部分は、關連記事3に「必合典賣田宅、依上經官給據出賣、買主・賣主一月(同)隨即具狀赴官、將合該稅石推收、與見買地主依上送納」と、似た文言がみえる。「銷照」は、引き比べて一方を抹消し一方に書き込むという意味。

(3) 百日內收贖——この部分もやはり關連記事1、2を簡略に

したもの。「雖過百日、竝聽依價收贖」は、あとの「決四十七下」の後にあるべきである。

- (4) 正軍・貼戸——この部分は、關連記事4に似た記述がある。
- (5) 站戸典賣田土——この部分は、關連記事5をまとめたもの。
- (6) 年幼——この部分は、關連記事6の具體例をまとめたもの。幼い時に貧困のため賣った土地を、幼い者から買ったということを理由に、後に買主から取り戻そうとしたのを認めない判決。

(7) 站戸消乏——この部分は、關連記事をまとめたもの。

(8) 軍人消乏——この部分は、對應する記事を見出しえない。

(9) 奧魯官——奧魯(モンゴル語の原義は「老小營」、「營盤」)を管領する官。早期には輜重陣營を、後には出征軍人の留守家族を管する。地方官が兼任することもあった。江南には見られない。陣高華「論元代的軍戸」(『元史論叢』一、一九八二)参照。

(十四) 債負

諸借取錢債¹、每鈔一兩、月息三分²。年月雖多、不過一本一利。若有已還之數、准算。如已還訖一本一息者、雖經倒換文契、竝不准使當官追毀。債主不得將少債人私下監收、拖拽人口頭足。○軍官私債、照依通例取息。○軍官多取軍人息錢。越例取息、當留人口、各決三十七下。○軍官將百姓枷徽私債³、決二十七下。○擧借穀粟、依鄉原例、年月雖多、不過一本一息。○應解典金銀諸物、二周歲下架。○誤典賊贓、只宜取索、不可致罪。

(譯) 負債

金を借りれば、鈔一兩ごとに月に三分の利息である。年月が長くたつても、元本一につき利息一を超えない。もし、すでに返済した分があれば、計算に入れる。すでに一本一息を返済し終わった者は、契約書を書き換えたとしても、けつして使用させず、役所できりあげて破棄する。債権者は債務者を勝手に監禁したり、その家族、奴婢や家畜を引張ってきてはならない。○軍官の私債は、通例どおりに利息を取る。○軍官は軍人から多く利息を取っている。決まりを越えて利息を取ったり、家族、奴婢を拘留したりすれば、各々三十七下に決す。○軍官が人民に枷をはめて私債を取り立てれば、二十七下に決す。○穀物を借りるには、その土地の決まりにより、年月が長くたつても、元本一につき利息一を超えない。○すべて質草にとつた金銀やさまざまな物品は、まる二年たてば、質流れにできる。○誤って盗品を質草にとつた場合、ただそれを取り上げるだけで、罪に當ててはならない。

(校)

和刻本千集卷一「至元雜令・典質財物」に、「諸以財物出擧者、每月取利不得過三分、積日雖多、不得過一倍。亦不得回利爲利本及立倍契。若欠戶全逃保人、自用代價」

(關連記事)

- 1 『元典章』卷二七「戶部一三・錢債・私債」の「放債取利三分」
- 2 『通制條格』卷二八「雜令・違例取息(至元一九年)」
- 3 『元史』卷二二「世祖本紀九」の「至元一九年四月丙辰」
- 4 『元典章』卷二七「戶部一三・錢債・私債」の「錢債止還一本一利」
- 5 『元史』卷一〇五「刑法志四・禁令」
- 6 『元典章』卷二七「戶部一三・錢債・私債」の「軍官不得放債」

- 7 『元典章』新集「戸部・錢債・私債」の「又（軍官多取軍人息錢）」
- 8 『元典章』卷二七「戸部二三・錢債・私債」の「放棄依鄉原例」
- 9 『通制條格』卷二八「雜令・違例取息（至元）十九年」
- 10 『元典章』卷二七「戸部二三・錢債・私債」の「解典金銀諸物並二周年下架」
- 11 『通制條格』卷二八「雜令・解典（元貞三年）」
- 12 『元典章』新集「刑部・諸盜・徵贓」の「盜賊遇革贓給主稟例」
- 13 『元史』一〇四「刑法志三・盜賊」

(注)

- (1) 借取錢債——關連記事1（2もほぼ同じ）に「至元十九年四月二十七日中書省聞奏、隨路權豪勢要之家、出放錢債、逐急用度、添利息每兩至於五分、或一倍之上、若無錢歸還呵、除已納利息外、再行倒換文契、鬻算利錢、准折人口頭疋事產、實是於民不便。俺與衆老的每商量來、今後若取借錢債、每兩出利、不過三分、關連記事4に「止還一本一利、其間雖有續倒換文契、當官毀抹、並不准使。…母得徑直於州縣將欠債官民人等、一面強行拖拽人口頭疋、准折財產、騷擾不安」とある。「私下監收」は對應する記事を見出せない。
- (2) 月息三分——一貫（千文）につき三十文の利息であった。この利息が實際にはあまり行われていなかったことについては、關連記事1に記述があるほか、元代ではウイグル商人による「羊羔利」という高利貸が横行していたことが、宋子貞「中書令耶律公神道碑」（『國朝文類』卷五七）などにみえる。
- (3) 軍官私債——關連記事6に「管軍官吏放債、照依通例取息」

とある。

- (4) 軍人息錢——關連記事7に對應する。
- (5) 枷徵私債（債）——この部分は、對應する記事を見出しえない。
- (6) 舉借合粟——關連記事8、9にみえる。
- (7) 應解典金銀諸物——關連記事10の題とほぼ一致。11も關連。
- (8) 誤典賊贓——關連記事12に似た文言がみえる。「下架」は質草を棚からおろして流すこと。

(十五) 戶絶承繼

戶絶女幼¹、官爲知在²、候長召嫁（婿）³、繼戶當差。○寡婦無子⁴、承夫分。○兄弟另籍、許令承繼。○同戶另居姪、許令承繼。○戶絶田產⁵、同宗弟姪、雖係軍民另籍、許令承繼。○若有戶絶、別無承繼之人、謂子姪弟兄之類、其田宅・浮財・人口・頭疋、盡數拘收入官、召人立租承佃。所收子粒等物、通立文簿、申報上司。若拋下男女、十歲以下、付親屬可托者撫養、度其所需支給。雖有母、招後夫或携以適人者、其財產亦官爲知數、如或嫁娶、或年十五、盡數給還。若母寡子幼、其母不得非理典賣田宅人口、放賤爲良。若須合典賣者、經所屬陳告、勘當得實、方許交易。○婦人夫亡服闋守志者、從其所願。若志節卓異、無可養贍、官爲給糧存恤。如果家貧不能終制、不在此限。其夫亡、已有所出男女、拋下事產可以養贍、不守婦節、輒就夫家再行招婿、破蕩前夫家私、甚犯風化。今後有犯、如未終制、本婦・後夫・媒合・保見人等、比依服內成親例¹、一體斷罪。若已服闋者、量事輕重科決、並聽離異。仍追破費前夫家業給主、元下財錢沒官。

(譯)
戸主が絶えた場合の相續

戸主が絶え、残された娘が幼い場合は、官が代わりに管理、養育し、成長するのを待つて、婿を迎え、戸を相續して差役に當たらせる。○寡婦に子がなければ、夫の分の財産は彼女が相續する。○兄弟で戸籍を別にしてあるものも、相續させることを許す。○同じ戸籍でも別居しているおいも、相續させることを許す。○戸絶した家の田産は、同じ宗族の弟やおいが、軍戸と民戸とで戸籍を別にしていても、相續させることを許す。○もし戸絶して、ほかに相續する人【息子、おい、弟の類を謂う】がいなければ、その田畑屋敷・動産・奴婢・家畜は、ことごとく官が預かり、人を募集して小作料を決めて小作させる。收穫した穀物などは、すべて帳簿を立て、上司に報告する。もし残された子供が十歳以下ならば、信賴できる親族にわたして撫育させ、必要経費をはかって支給する。母がいたとしても、婿を取ったり、或いは子を連れて人に嫁いだりしていれば、その財産はやはり官が管理し、もし娘が結婚するか、或いは年が十五になれば、すべて返還する。もし母が寡婦で息子が幼ければ、その母はいわれなく田宅や家族・奴婢を質入したり賣ったり、また奴婢を賤民から放つて良人にしてはならない。もしどうしても質入したり賣ったりしなければならぬ場合は、所屬する役所に陳告し、役所が調べて間違いないとわかつて、はじめて賣買を許す。○婦人の夫が亡くなり、服喪期間があけても操を守ろうとするものは、その願うようにさせる。もしその貞節の志が卓越していても、生活するすべがなければ、役所が食料をあたえて保護する。もし家が貧しく服喪期間を全うすることができない場合には、その限りではない。夫が亡くなった時すでに生

まれた子供がおり、残された財産で生活できるのに、婦人としての節操を守らず、勝手に夫の家でもう一度婿を取り、前夫の財産を蕩盡することは、はなはだ教化にもとるものである。今後このようなことを犯したなら、まだ喪が明けていなければ、その婦人、後の夫、仲人、保證人たちは、喪中に結婚する例と同じく斷罪する。もしすでに喪が明けていければ、事の輕重を量って罰を決め、離婚を許す。さらに使つた前夫の財産を追徴して戸主にあたえ、もとの結納金は官に沒收する。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・家財」の「戸絶有女承繼」
- 2 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・家財」の「寡婦無子受夫分」
- 3 『通制條格』卷四「戸令・親屬分財(至元八年)」
- 4 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・家財」の「兄弟另籍承繼」
- 5 『元典章』卷一七「戸部三・戸計・承繼」の「妻姪承繼以籍爲定」
- 6 『元典章』卷一七「戸部三・戸計・承繼」の「軍民承繼絶戸」
- 7 『通制條格』卷三「戸令・戸絶財產(至元五年)」
- 8 『元典章』卷一九「戸部五・田宅・家財」の「絶戸卑幼產業」
- 9 『通制條格』卷三「戸令・戸絶財產(中統五年)」
- 10 『通制條格』卷三「戸令・夫亡守志(大德八年)」
- 11 『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・夫亡」の「夫亡聽婦守志」

(注)

- (1) 戸絶女幼—關連記事1に「前項抛下地三頃四十五畝、官爲知在、毎年依理租賃、課子錢物養贍金定女旺兒、候長立成人、招召女婿、繼戸當差、似爲相應」とある。

(2) 官爲知在—「知在」は管理すること。關連記事1では、管理の直接の對象は残された田畑であり、その收入によって

娘を養育するのである。

- (3) 候長召嫁(婿)——關連記事1では「招召女婿」とあり、戸絶を回復するためには、嫁ぐのでなく、婿を招かなければならない。
- (4) 寡婦無子——關連記事2、3に對應する。
- (5) 兄弟另籍——關連記事4に對應する。
- (6) 同戸另居姪——關連記事5は似た例であるが、ただし本人ではなく妻の姪(おい)のことである。
- (7) 戸絶田産——關連記事6に「已後民戸有無子之家、軍戸内却有合承繼同宗弟姪、亦仰依上施行」とあるのに對應。關連記事7もほぼ同文。『國朝文類』卷四一「雜著・經世大典序錄」の「軍制」、及び『元史』卷九八「兵志一」の前文に、「貧甚者・老無子者、落其籍。戸絶者、別以民補之。」とあり、軍戸を減らさないのが目的だろう。
- (8) 若有戸絶——この部分は、關連記事8、9に引く「聖旨條畫」がほとんど省略なく引用されている。「謂子姪弟兄之類」は、割り注とすべきである。
- (9) 服闋守志者——關連記事10に「婦人服闋守志者、從其所願、若志節卓異、無可養贍、官爲給糧存恤」とある。『唐律』戸婚律、一八四條參照。
- (10) 如果家貧——これ以下は對應する記事を見出せない。服喪中の再婚を認めない例は、『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・嫁娶」の「携女適人從母主嫁」などにみえたとおり、歴代の通例であるが、一方『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・服内婚」の「服内成婚」および同卷四一「刑部三・諸惡・不義」の「居喪爲嫁娶者徒」では、至元七年以前の服内婚につ

いては、これを容認することがみえ、また同卷一八「戸部四・婚姻・嫁娶」の「兄死嫂招後夫」に引く至元一二年の省割でもやはり服内婚が追認されており、元の初期にはこの問題について、かなりの揺れがあったようである。本條はそのような、状況を反映したものかもしれない。

- (11) 服内成親例——『元典章』卷四一「刑部三・諸惡・不義」の「居喪爲婚嫁者徒」に、「檢會到舊例、居父母及夫喪而嫁娶者、徒三年、各離之」とある。『唐律』戸婚律、一七九條も同じ。

(櫻井)

(十六) 官員公服品級

諸公服、文武官同。五品以上並紫羅服、六品七品緋羅服、八九品綠羅服。俱紅鞞偏帶。一品玉帶、二品花犀帶、三品四品荔枝金帶、五品以下至九品、並烏犀角帶。○授省劄巡檢、提領案牘、都吏目、典史、儒醫學教諭、學正、學錄、站務官、並檀褐羅窄袖衫、烏角束帶、舒脚幪頭。禮生、於見設司吏內委差一員、穿茶褐羅窄袖衫、黑角束帶、舒脚幪頭。

(譯)

官員公服の品級

すべて公服は文武官で同じである。五品以上はみな紫の羅の服、六品と七品は緋の羅の服、八品と九品は緑の羅の服を着る。ともに赤い皮の偏帶を用い、一品は玉帶、二品は模様のある犀の帶、三品と四品は荔枝の金帶。五品以下九品まではみな黒い犀の角帶である。○省劄を授かった巡檢、提領案牘、都吏目、典史、儒醫學教諭、學正、學錄、站務官は、みな檀褐色の羅の袖のせまい衫を着

て、烏角の束帶をしめ、脚ののびた幘頭をかぶる。禮生は、現に設けてある司吏の内から一員を任命し、茶褐色の羅の袖のせまい衫を着て、黒角束帶をしめ、脚ののびた幘頭をかぶる。

(校)

○和刻本壬集卷一「至元雜令・官員服色」は、内容が異なり、ほぼ『金史』卷四三「輿服下・公服」をふまえる。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷二九「禮部一・禮制二」の「服色・文武品從服帶」
- 2 同「提控都吏目公服」
- 3 同「禮生公服」
- 4 同「典史公服」
- 5 同「巡檢公服」
- 6 同「儒官公服」
- 7 同「站官公服」の諸條にもとづき省略したもの。その他、
- 8 『通制條格』卷八「公服」
- 9 『元史』卷七八「輿服一・百官公服」
- 10 『草木子』卷三下「雜制篇」など参照。

(注)

(1) 公服—官吏が通常の執務時に着る服、「從省服」とも言う。その他、朝廷の大事に際して着る「朝服」があった。『資治通鑑』卷一七四陳宣帝・太建十二年の胡注に、「隋唐以下、有朝服、有公服。朝服曰具服、公服曰從省服」とある。唐宋では、一品から三品が紫、四五品が朱、六七品が緑、八九品が青、宋の元豐年間の改革後は、一品から四品が紫、五六品が緋、七品から九品が緑、金では一品から五品が紫、六七品が緋、八九品が緑なので、元の制度は金を踏襲している。

(2)

鞞—帯に用いる革。『夢溪筆談』卷二四「雜志一」に、「船中有三十餘人、衣冠如唐人、繫紅鞞角帶」とある。

(3)

偏帶—玉などの飾り(これを「胯」という)のついた帯。關連記事9に「偏帶、…竝八胯、鞞用朱革」とある。「胯」のないものを「束帶」というらしい。金元明代の言葉であるらしく、金以前の資料にはみえない。

(4)

荔枝金帶—關連記事9に「以黃金爲荔枝」という。金製の荔枝の實の形の飾りか。

(5)

巡檢—地方の警備を司る官。これ以下はすべて流外の官のため「省割」すなわち中書省、行省の「割付」によって任命される。關連記事2に「諸路總管府竝散府上中下州所設提領案牘、都吏目、俱係未入流品人員、難擬製造公服。如遇行禮、權擬衣檀合(褐)羅窄袖衫、黑角束帶、舒脚幘頭」とある。

(6)

檀褐—褐色の一種。『輟耕錄』卷一一「寫像訣」に、「檀褐、用土黃入紫花合」とある。

(7)

舒脚幘頭—黒い紗で作った頭巾、もと後に二本の帯を垂らしていたが、のちに木の棒状のものに変わる。そのかたちは「直脚・局脚・交脚」などさまざまで、「舒脚」は「直脚」と同じであろう。

(8)

禮生—役所で儀式などを行う時、進行役をつとめる者。關連記事3に「本部擬得、各路禮生不須別設。擬合於見設司吏內不妨委差一名勾當外、據合穿公服、比及通行定奪以來、權擬穿茶合(褐)羅窄衫、舒脚幘頭、黑角束帶」とある。

(十七) 官民服色

職官一品二品三品、服渾金花^①、金搭子^②。四品五品、金(雲)袖襖^③。六品七品、六花。八品九品、四朵花。命婦、服渾金花、金搭子、銷金並金紗答子。一品至五品、首飾金・珠・寶玉。六品至九品、許用金、惟耳環許珠・玉。諸職官致仕、與見任同。解降者、依應得品級。不叙任、與庶人同。○職官車輿等、不用龍鳳紋、並帳幕不用赭黃外、一品二品三品車輿、閒金裝飾銀螭頭、繡帶、青幔、鞍轡飾以金。器皿用金玉。四品五品、用刺繡紗羅帳幕、車輿素獅頭、繡帶、青幔、鞍轡飾以銀。酒器、臺盞^④用金、餘用銀。六品以下、用素羅帳幕、車輿素雲頭、素帶、青幔。臺盞鍍金、餘用銀。○庶人男女、除不得用銷金並赭黃、笠帽不許用金玉、靴不得裁製花樣。許服暗花絳絲・網・綾・羅・毛氈。首飾用翠毛・金釵・篔簹一事、耳環用金・珠・碧甸。餘並用銀。酒器、銀壺瓶・臺盞・孟旋^⑤、餘皆禁止。

(譯) 官民の服裝の種類

職官の一品二品は渾金花を服し、三品は金搭子、四品五品は雲袖帶襖、六品七品は六花、八品九品は四朵花である。官吏の母と妻は、(一品から三品は)渾金を服し、(四品と五品は)金搭子、(六品以下は)金の糸を織り込んだもの、並びに金紗の答子である。一品から五品までは頭の飾りは金、珠、寶玉で、六品から九品までは金を用いるのを許すが、ただ耳環だけは珠と玉のみ許されている。すべて職官で致仕した者は、見任と同じ。解職降等された者は、それであたえられるべき品級に依り、永久罷免になれば庶人と同じである。○職官の車輿等には龍鳳の紋を用いず、また帳幕には赭黄色と(龍鳳の紋)を用いない外、一品二品三品の車輿は、金のまじった裝飾のある銀のみずちの頭の飾り、刺繡のある帶、

青い幌を用い、鞍とくつわは金で飾る。器や皿には金と玉を用いる。四品と五品は、刺繡のある紗羅の幕を用い、車輿には白い獅子の頭の飾り、刺繡した帶、青い幌を用い、鞍とくつわは銀で飾る。酒器については、臺盞のみ金を用い、他は銀を用いる。六品以下は、白い羅の幕を用い、車輿は白い雲の飾り、白い帶、青い幌を用い、臺盞には鍍金、他は銀を用いる。○庶民の男女は、銷金と赭黄色を用いてはならず、また笠や帽子に金玉の飾りを用いるのが許されず、靴に模様をつけるのが許されない他は、暗花の絳絲、網、綾子、羅、毛織物を着ることが許される。頭飾りには翠毛と金の釵、篔簹をひとつずつを用い、耳環は金、珠と碧甸を用い、他はみな銀を用いる。酒器は、銀の壺瓶、臺盞、孟旋を用い、他はみな禁止されている。

(關連記事)

- 1 『元典章』卷二九「禮部二・服色」の「貴賤服色等第」
- 2 『通制條格』卷九「服色」
- 3 『元史』卷七八「輿服志一・服色等第」。本條はそれを適宜まとめて簡略化したもの。

(注)

- (1) 渾金花—純金の花模様か。これ以下、すべて服の模様について言っているようだが、具體的にどういふものか分からない。
- (2) 金搭子—「搭子」は關連資料1では「答子」、2と3では「答子」と表記される。また『元史』卷七八「輿服志一」の天子の質孫服を述べた箇所に、「紅金答子暖帽、白金答子暖帽、舊本『老乞大』にも「遍金答子」が見える。やはり織物の模様の種類であるうが、どういふものか不明。

(3) 金袖欄—關連記事では、すべて「雲袖帶欄」とする。「金」は「雲」の誤りであろう。「欄」は服の膝の部分につける帶狀の布をいう。

(4) 四朵花—關連記事では、すべて「四花」とする。四つの花模様がついているものであろう。またそれから推測して、「六花」は花模様が六つあるものとわかる。「四花・六花」は舊本『老乞大』にもみえる。

(5) 命婦—宮中の女官である内命婦と、官吏の母や妻を意味する外命婦があるが、ここでは後者。關連記事では「一品至三品服渾金花、四品五品金答子、六品以下惟銷金並金紗答子」となっており、ここでは品級が抜けている。

(6) 緒黃—土黃色。皇帝の服飾に用いる。關連記事1、2、3では、このあとに「龍鳳文」があるのが、ここでは抜けている。また關連記事の「帳幕」と「車輿」をまとめた結果、「帳幕」の「一品至三品許用金花刺繡紗羅」が抜けている。

(7) 臺盞—臺つきの盃。宋・程大昌『演繁露』卷一五「托子」に「古者舜有舟、爵有坫、即今俗稱臺盞之類也」とある。暗花絁絲—「暗花」は、はっきりとみえない透かし模様の類か。舊本『老乞大』に「茶褐暗花」とある。絁絲は關連記事1は「注絲」、2と3は「絁絲」と表記。舊本『老乞大』に「紫絁絲」とみえる。精巧な模様のある織物の一種。清・陳元龍『格致鏡言』卷二七「刻絲」條によると「絁」は「織」の音が轉じたものといひ、「注絲」とも書く。また、宋・吳自牧『夢梁錄』卷一八「物産・絲之品」には「絁絲、染絲所織諸顔色者、有織金・閃褐・間道等類」とある。

(8) 碧甸—玉に似た石。明・曹昭『新增格古要論』卷中「碧澱

(9)

子」に、「碧石、出南蕃西蕃、青綠色、好者頗與馬價珠相類、有黑綠色者低。皆不甚值錢」とある。

(10) 孟旋—關連記事はすべて「孟鋸」につくる。「鋸」は酒を温める道具。宋・戴侗『六書故』卷四に「鋸、温器也。旋之湯中以温酒與泊者也」とある。

(十八) 流官封贈等第(第)

正從一品、封贈三代。爵、國公。勳、正上柱國、從柱國。母妻並國夫人。

正從二品、封贈二代。爵、郡公。勳、正上護軍、從護軍。母妻郡夫人。

正從三品、封贈二代。爵、郡侯。勳、正上輕車、從輕車。母妻郡夫人。

正從四品、封贈父母。爵、郡伯。勳、正上騎都尉、從騎都尉。母妻並封「郡」郡君。

正從五品、封贈父母。爵、正縣子。勳、驍騎尉。從「爵」、縣男、勳、飛騎尉。母妻並縣君。

正從六品、封贈父母。父爵用散官、母「妻」恭人。

正從七品、父用散官。母妻並宜人。封妻者、止封正妻一人、正妻歿、繼室亦止封一人。婦人因夫子得封、不許再嫁。失節婦人不得封贈。

(譯) 流官に對する封と贈の等級

正從一品は、封贈三代。爵は國公。勳は、正は上柱國、從は柱國。母と妻はともに國夫人。

正從二品は、封贈二代。爵は郡公。勳は、正は上護軍、從は護軍。

母と妻は郡夫人。

正從三品は、封贈二代。爵は郡侯。勳は、正は上輕車、從は輕車。〈母と妻は郡夫人〉。

正從四品は、封贈父母。爵は郡伯。勳は、正は上騎都尉、從は騎都尉。母と妻は郡君に封ず。

正從五品は、封贈父母。正の爵は縣子、勳は驍騎尉。從の〈爵は〉縣男、勳は飛騎尉。母と妻はともに縣君。

正從六品は、封贈父母。父の爵は散官を用い、母と〈妻〉は恭人。正從七品は、父は散官を用い。母と妻はともに宜人。妻を封ずる者は、ただ正妻一人を封じ、正妻が歿すれば、繼室もまた一人のみを封ず。婦人が夫や子によって封を得た場合、再嫁を許さない。失節の婦人は封贈を得られない。

〔關連記事〕

1 『元典章』卷一一「吏部卷五・職制二・封贈」

2 同「失節婦不封贈」

3 『元史』卷八四「選舉志四・封贈之制」

〔注〕

(1) 封贈—官吏の父母、妻に稱號をさずける制度、生きている者には「封」、死んだ者には「贈」という。その制は晉代にはじまり、唐代にほぼとこのつた。くわしくは清・趙翼「陔餘叢考」卷二七「封贈」参照。

(十九) 居官丁憂例

諸職官不奔父母喪^①、決四十七下、解見任、期年後降一等叙用、標附過名。○官吏不奔父喪^②、遇革除名不叙。詐稱母亡奔喪^③、職官遇革不叙。官吏父母喪亡^④、丁憂終制、實二十七個月方許叙仕(任)。○官

吏丁憂^⑤、籍記先令銓註。○凡居父母喪^⑥、宴飲婚姻作樂、皆非孝道。除蒙古色目人宜從本俗、餘違治罪。

〔關連記事〕

1 『元典章』卷四一「刑部三・諸惡・不孝」の「臧榮不奔父喪」

2 同「汪宣慰不奔父喪」(皇慶二年)

3 同「捏克伯虛稱母死」(大德五年)

4 『元典章』卷四三「刑部五・職制二・丁憂」の「丁憂竝許終制」

5 同「官吏服闋先銓補」(至大四年)

6 『元典章』卷一一「禮部三・禮制三・喪禮」の「禁治居喪飲宴」

(延佑元年)

〔譯〕

官吏が在職中に父母の喪にあった場合の通例

すべて職官が父母の喪に駆けつけなければ、四十七下に決し、見任を解き、一年後一等を降して叙用し、罪名を付記する。○官吏が父の喪に駆けつけなければ、恩赦に遇っても除名し叙用しない。母が亡くなって喪に駆けつけると詐稱したら、職官は恩赦に遇っても叙用しない。官吏の父母が亡くなれば、喪に服してその制を終え、二七ヶ月が満ちてはじめて叙任を許す。○官吏が喪に服する場合その名を登録し、喪が明けてから任用する官をあらかじめ決めておく。○すべて父母の喪に服していながら、宴會で酒を飲んだり、婚姻を行って音楽をやったりする輩は、みな親不孝者である。蒙古、色目人はおのおの本來の習俗に従う以外、他の違反については治罪する。

〔注〕

(1) 不奔父母喪—この條は關連記事1に、「本管官司明降、推故不行奔喪、量決四十七下、解見任、期年之後、降一等、標

附相應」とあるのに對應する。

(2) 不奔父喪——この條は、關連記事2に「汪元昌聞知父喪、不即奔赴、值先帝昇天、作樂飲酒、不忠不孝。合行明正其罪、永不叙用」とあるのに對應するが、不忠についての記載が抜けているため、前條と矛盾する記述になっている。

(3) 詐稱母亡奔喪——この條は、關連記事3に「其捏克伯母幸生存、忽言病故、給假以取妻子。其昵於私愛、棄絕大倫、無甚於此。若不懲戒、有傷風化。擬合將本官斷罪罷職」とあるのに對應する。

(4) 官吏父母喪——この條は、關連記事4の「官吏丁憂、已嘗著令、今後並許終制。實二十七箇月、以厚風俗」に對應する。「仕」は「任」の誤りであろう。

(5) 官吏丁憂——關連記事5の「大德九年官吏丁憂先籍記銓註例」に對應。

(6) 凡居父母喪——關連記事6の「其喪飲宴、殯葬用樂、皆非孝道。蒙古色目人宜從本俗、餘皆禁止、敢有違犯治罪相應」に對應。

(二十一) 官民墳地禁限

一品四面各三百步、二品二百五十步、三品二百步、四品五品一百五十步、六品以下一百步。庶人及寺觀各三十步。若地內安坑墳塋、並免稅賦。

(譯)

官民の墳墓地の上限

一品は四面おのおの三百步、二品は二百五十步、三品は二百步、四品五品は一百五十步、六品以下は一百步。庶人及び寺觀はおのお

の三十步。もし地内に穴を掘って墳墓を作った場合、みな稅賦を免除する。

(關連記事)

和刻本壬集卷一「至元雜令・官民墳地」はこと同文。『元典章』卷一「禮部三・禮制三・喪禮」の「墓地禁步之圖」では「按儀制式、一品九十步、二品八十步、三品七十步、四品六十步、五品五十步、六品四十步、七品以下二十步、庶人九步。庶人墓田四面去心各九步、即是四圍相去十八步。按式度地、五尺爲步、則是官尺每一向合得四丈五尺、以今俗營造尺論之、即五丈四小尺是也」とあり、墓地面積が縮小されたことがわかる。「至元雜令」は金の法令を踏襲したと思われる。

(注)

(1) 步——一步は五尺。元代の一尺の正確な長さは分からないが、明代の營造尺では一尺が約三十二センチ。(丘光明『中國歷代度量衡考』)

(二十二) 品官葬儀

一品用石人四事、石柱二事、石虎・石羊各二事。二品三品用石人・石柱石虎・石羊各二事。四品五品用石人・石虎・石羊各二事。

(譯)

品官の葬儀

一品は石人四、石柱二、石虎、石羊おのおの二を用いる。二品と三品は石人、石柱、石虎、石羊おのおの二を用いる。四品と五品は石人、石虎、石羊をおのおの二用いる。

(關連記事)

和刻本壬集卷一「至元雜令・品官葬儀」に、「一品以上、石人四事、

石柱二事、石虎二事、石羊二事。三品以上、石人二事、石柱二事、石虎二事、石羊二事。五品以上、石人二事、石虎二事、石羊二事」とあり、ここと同内容。

(二十一) 停棺不葬

皇慶元年三月、中書省刑部呈、徐勝傳陳言、江南風俗、但有親喪、故將尸棺經年暴露、不肯埋葬。合准禁治。都省准呈。

(譯)

棺を置いたまま葬らない

皇慶元年(一三二二)三月、中書省刑部の呈に、徐勝傳の述べることは、「江南の風俗は、すべて親の喪に遭うと、わざと尸棺を何年も置いたままにして、埋葬しようとしな」とある。よろしく彼の言うとおり禁治すべきである。都省はその呈を許可した。

(關連記事)

『元典章』卷一一「禮部三・禮制三・葬禮」の「禁止停喪不葬」は、福建閩海道肅政廉訪使、趙奉訓が延祐五年(一三二八)に出した牒文で、本條より六年後のものである。本條に對應する記事は『元典章』その他にみえない。

(二十二) 官民儀禮

諸公筵不得令女人及無官人預坐。

(譯)

官民の儀禮

すべて公の宴會に女人や無官の人を參加させてはならない。

(關連記事)

和刻本壬集卷一「至元雜令・官民儀禮」は、「諸公筵不得令婦女及

無官人預坐」とほぼ同文。

(二十四) 諸色迴避

應諸人姓名並合迴避古王・周公・孔子名諱、若同音及復名(單犯或)單名復犯者、不在此限。諸人(名字不得)犯官稱及龍字、其書簡內不得用萬福等字、及銘旌牌上不許雕刊皇考妣字樣。諸軍民公吏在途遇職官、須用下馬迴避。諸行路道、皆須賤避貴、少避老、輕避重、來避去。

(譯)

色々の避けるべきこと

すべて人の姓名で、古代の王および周公、孔子の名と同じ者は、みな避けるべきである。もし同音か、あるいは二字名の内へ一字だけ犯しているか、または「一字の名を二字の名の中で使っている場合は、その限りではない。すべて人の(名)は官稱および龍の字を犯す(ことはできない)。手紙に「萬福」などの字を用いてはならない。また棺の前にたてる旗や位牌の上に「皇考、皇妣」の字を彫ってはならない。すべて軍民や胥吏が道で職官に會ったら、馬から降りて避けるべきである。すべて道を行く場合は、みな賤しい者は貴人を避け、若者は老人を避け、荷物の軽い者は重い者を避け、來る者は行く者を避けるべきである。

(關連記事)

1 和刻本壬集卷一「至元雜令・諸色迴避」は、「諸人姓名與古王及周公、孔子同者、並合迴避。若同音及複名單犯、或單名復犯者、不在此限。進士人名、祖犯孔子名者、並合迴避。諸人名字不得犯官稱及龍字。其書簡內亦不得用萬福字。諸軍名(民)公吏遇職官、須用下馬迴避。諸行路街巷、賤避貴、少避老、輕避重、來避去」とほぼ同文で、

本條の脱略を補うことができる。ただ「皇考、皇妣」の禁止はみえないが、これについては2『元典章』卷一一「禮部三・禮制三・喪禮」の「祖先牌座事理」に、大徳四年（一一三〇）の禁令がみえる。

(注)

(1) 孔子名諱——『金史』卷九「章宗本紀」明昌三年（一一九二）に、「詔臣庶名犯古帝王而姓復同者禁之、周公、孔子之名、亦令回避」とある。

(2) 單名復犯——避諱について、『禮記・曲禮上』に「嫌名不諱、二名偏不諱」とある。くわしくは『陔餘叢考』卷三「避諱」参照。

(3) 萬福——泰定元年（一一三二）刊『新編事文類要啓劄青錢』卷四「萬金家書問」の「上父母舅姑書」に、「伏惟某親、尊候起居萬福」とあるなど、この禁令はあまり守られていなかったらしい。

(4) 銘旌——死者の官職や名を書いて棺の前にたてる旗。『周禮・春官・司常』にみえる。「銘旌」は關連記事2にはないが、『通制條格』卷二八「雜令・銘旌忌避」に、至大四年（一一三二）の禁令を載せる。旗に「彫る」というのはおかしい、編者があとで加えたものかもしれない。

(5) 牌上——關連記事2に「墳墓庵内見有供養伊母蘇氏魂牌、上刊寫皇妣字樣」とある「魂牌」のことであろう。

(6) 皇考妣——『禮記・曲禮』下に「父曰皇考、母曰皇妣」とあり、元來はたんに父母のことで、皇帝とは關係ない。關連記事2では、この「曲禮」の文句を根據に禁令を出しているが、曲解であろう。

(二十五) 民俗雜禁

諸民間¹並不得祈賽迎引土神、及用龍鳳旗幟、眞兵仗儀從等。○市肆不得織造貨賣紙薄窄短段²・裏絹・鹽絲・藥綿稀疎狹布。違犯之人、決五十七下、其物沒官、止理見發之家。○行戶人等不得私造斛・斗・秤・尺³、違犯之人、決五十七下、止坐見發之家。

(譯)

民俗についてのさまざまな禁令

すべて民間では、お祭りに土地の神を迎えたり、龍や鳳の旗や本當の兵器、従者などを使用してはいけない。○商店では、粗末で薄く規定の幅と長さに達しない反物や裏絹、鹽絲や藥綿をつかった目が粗く幅の狭い布を織ったり賣ったりしてはならない。違反した者は、五十七下に決し、その物は官に沒收する。ただし現物が發見された店についてのみ處分を行う。○商賣人などは、勝手に十斗舛、一斗舛や秤、尺を作ってはならない。違反した者は、五十七下に決する。ただし現物が發見された店についてのみ處分を行う。

(關連記事)

1 和刻本千集卷一「至元雜令・民俗雜禁」

2 『元典章』卷五八「工部一・造作一・段匹」の「禁止紙薄段帛」

(注)

(1) 諸民間——關連記事1に「諸民間祈賽迎引、皆不得用龍鳳旗幟兵仗」とあり、本條とは似た文だが意味が異なる。

(2) 紙薄窄短段疋——關連記事2に、「隨路街市買賣之物、私家貪圖厚利、減尅絲料、添加粉飾、恣意織造紙薄窄短金索段疋・生熟裏絹、並做造藥綿織造稀疎狹布、不堪用度。今後選問堪中絲綿、須要清水挾密段疋、各長五托半之上、依官尺濶

一尺六寸、竝無藥綿中幅布疋、方許貨賣」とある。また同じく「紕薄窄短疋段、鹽絲藥綿等物」ともみえるが、「藥綿・鹽絲」がなにもものかは不明。なお舊本「老乞大」に、賣り手が客に「沒些個粉飾、好清水段子」と言う場面がある。

(3) 私造斛斗秤尺一斛は十斗。舊本「老乞大」に、「俺秤放著印子裏、誰敢使私秤」とあり、官の秤には印が押されていたことが分かる。

(二十六) 禁斷紅門

除寺觀五嶽四瀆孔子廟許紅門外、餘竝禁斷。

(譯) 赤門の禁止

寺觀と五嶽四瀆と孔子廟は赤門を許す以外、ほかはすべて禁止する。

(關連記事)

和刻本壬集卷一「至元雜令・禁斷紅門」はここと同文。

(注)

(1) 五嶽四瀆―東嶽泰山、西嶽華山、南嶽衡山、北嶽恒山、中嶽嵩山と江、河、淮、濟。その祭祀については『禮記・王制』にみえる。元では中統二年(一二六一)に「嶽鎮海瀆」の代祀がはじまり、至元二十八年(一二九一)にそれぞれ加封がおこなわれた(『元史』卷七六「祭祀志五・嶽鎮海瀆」)。

(金)

公理類(別集卷四)

(校)

故宮本・別集卷四「公理類」、北大本戊戌集卷上「公理類」は特に注記する以外、内閣本と同じ。和刻本・辛集卷十「詞狀新式上」に對應するが大幅な異同がある。また和刻本に「詞狀新式下」という項はなく、目錄では「詞狀新式」とするのみで「上」字がない。

六案所隸

【吏案掌隸】 官吏名籍 選舉蔭叙 考察廉能 假故差役(使)

【禮案掌隸】 禮儀音樂 儒醫道釋 祭祀禱祥 進拜章表 學校貢舉

【戸案掌隸】 官吏俸給 戸籍貢賦 權衡度量 歲計支用 錢帛寶貨

【兵案掌隸】 兵籍軍器 郡邑圖志 站赤鋪驛 烽墩鎮戍 打捕飛放

【工案掌隸】 百工造作 橋梁道路 公廩船隻 關渡城池 啓塞役使

【刑案掌隸】 刑法獄訟 奸贓盜博 糾察非違 奴婢配隸 人口頭疋

等事

【門戸鎖鑰等事

六案の職掌

【吏案の職掌】 官吏の名簿 官僚の任用と恩蔭による任命 官僚の

素行・能力の考察 官吏の休暇と出張

【禮案の職掌】 禮儀と音樂 儒醫道釋 祭祀と瑞祥 章表の進呈

學校と人材選抜 祭祀などでの供え物や設營などの

事

【戸案の職掌】 官吏の俸給 戸籍と賦税 度量衡 毎年の収入と支出 貨幣 倉庫での租税徴収

【兵案の職掌】 兵籍と武器 郡邑の地圖と地志 驛傳と驛站 のろし臺と邊境警備 狩獵と鷹狩などの事

【工案の職掌】 さまざまな職人の仕事 橋梁と道路 役所の建物と船隻 關所・渡し場・城壁・濠 城門や城壁での勞役などの事

【刑案の職掌】 刑法と裁判 姦淫・不正取得・盗み・賭博 非違の糾察 奴婢と配流の罪人 家人と家畜 門戸のしまりなどの事

(校) 和刻本は以下のとおり。

六案掌管

〔束(吏)案〕 掌官吏名籍・選舉考課・假使等事

〔戸案〕 掌戸籍土田・婚姻族姓・祿廩支用・權衡度量・倉庫租稅・差科徵役米粟等事

〔禮案〕 掌禮儀音樂・祭祀禱祥・舉(學) 校貢舉・醫卜釋道・表疏陳設等事

〔兵案〕 掌兵籍軍器・郡邑圖志・鋪驛烽埃・鎮戍檢要等事

〔刑案〕 掌鞠獄刑法・督捕盜賊・糾察非違・財估沒入・奴婢死隸・門戸管鑰等事

(注) 〔工案〕 掌百工衆藝・啓塞役使・公廩碾礮・山澤津梁等事

(1) 六案——中央の六部に對應する州縣レベルの役所の各部署。『宋史』卷二〇「徽宗本紀二」に「崇寧四年閏二月壬申」州縣倣尚書六曹分六案」とある。宮崎市定「宋元時代の法制と

裁判機構」(『アジア史研究』第四、同朋舎、一九六四年)は、

この制度が南宋では廢止され、金朝により繼承されて元に傳わったとするが、『慶元條法事類』卷五二・公吏門に「紹熙元年柒月拾捌日敕、諸路萬戶縣以下、置刑案推吏兩名、伍千戶縣以下、置一名、專一承勘公事、不許差出及兼他案」とあるなど、南宋でも六案が設けられていた形跡はある。

(2) 打捕——元では打捕鷹房戸を置いて捕獵を擔當させ、捕えた獲物や皮貨などを納めさせた。『元史』卷一〇一「兵志四・鷹房捕獵」に「元制自御位及諸王、皆有昔寶赤、蓋鷹人也。是故捕獵有戸、使之致鮮食以薦宗廟、供天庖、而齒革羽毛、又皆足以備用、此殆不可闕焉者也。…而打捕鷹房人戸、多取析居・放良及漏籍字蘭奚・還俗僧道、與凡曠役無賴者、及招收亡宋舊役等戸爲之」とある。

(3) 飛放——『元史』卷一〇一「兵志四・鷹房捕獵」に「冬春之交、天子或親幸近郊、縱鷹隼搏擊、以爲游豫之度、謂之飛放」とある。

(4) 啓塞——『左傳』僖公二〇年の杜預注に「門戸道橋謂之啓、城郭牆塹謂之塞」とある。

告狀新式

按條格、凡陳詞、年七十歲以上・十五歲以下・篤廢疾、法度不合加刑、令以次少壯人丁代訴。若委無代替之人、許自告。○婦人不得代替男子告訴詞訟。若寡居無依、及有男子因故妨碍、事須告理者、不拘此例。○若年老篤廢殘疾人等、如告謀反・叛・逆及子孫不孝者、聽。其餘公事、合合同居親屬人代訴。若有誣告、合行抵罪、反坐代告之人。子證父、奴証主、及妻妾弟姪干(名)犯義(犯)者、一切

禁止。應告一切詞狀、竝宜短簡、不可浮語泛詞。所謂長詞短狀故也。

(譯) 新しい訴狀の書式

條格によれば、およそ訴えを起す場合、年齢が七十歳以上・十五歳以下・篤疾・廢疾の者は、法において刑を加えることができないので、目下の壯年の人丁に代わって訴えさせる。もし本當に代わる人がいなければ、自ら訴えることを許す。○婦人は男子に代わって訴訟を起すことはできない。もし寄る邊のない寡婦であるか、男子がいても理由あって妨害しており、どうしても訴えるべきである場合は、この規定に拘らない。○もし老人・障害者等が、謀反・謀叛・大逆および子孫の不孝を訴える場合は、これを許す。それ以外の案件は、同居の親族に代わって訴えさせねばならない。もし誣告があり、罪に當てねばならない場合は、代理で訴えた人を反坐の對象とする。子が父の罪を證したり、奴僕が主人を訴えたり、妻妾・弟姪が尊卑長幼の名義を侵犯するのは、一切これを禁止する。訴え出る一切の告訴狀は、みな簡潔であるべきで、内容のない話や不必要な言葉であってはならない。いわゆる「長い話を短い文書で」とされる故である。

(校) 和刻本は以下のとおり。

寫狀法式

凡欲陳詞、年七十已上・十五已下・篤廢疾、法内不合加刑、令以次少壯人陳告。若實無代替、訴身自告。婦人若有身孕、聲說分明。告人明記月日、指稱端的去處、不得朦腫陳訴。其間陳理簡當、官吏易察、俗言長詞短狀、此之謂也。

(關連記事)

『元典章』卷五三「刑部一五・訴訟・代訴」の「老疾合令代訴」および「不許婦人訴」、禁例「禁止干名犯義」。

(注)

(1) 篤廢疾——「唐律」「鬪訟・囚不得告舉他事」は「即年八十以上・十歳以下及篤疾者、聽告謀反・逆・叛・子孫不孝及同居之内爲人侵犯者、餘竝不得告」とするが、疏議は「老小及篤疾之輩、犯法既得勿論」と述べ、盜・傷人より輕ければ勿論とされること(同・名例・老小及疾有犯)を根據として説明している。『元典章』卷五三「刑部一五・訴訟・代訴」の「老疾合令代訴」は、「年老篤廢殘疾人」とするのみで年齢を特定しない。ここでは七十歳以上・十五歳以下とし、「法内不合加刑」が根據とされている。『元典章』卷三九「刑部卷一・刑制・贖刑」の「老疾贖罪鈔數」で「諸犯罪人、若年七十以上・十五以下、及篤廢殘疾、不任杖責、理宜哀矜」として贖罪を認められているように、「不合加刑」とは體刑を加えることができない意である。七十以上・十五以下と廢疾の流罪以下に收贖を許す(『唐律』「名例・老小及疾有犯」)または決杖に赦許が必要(『慶元條法事類』卷七三・刑獄門三)との規定は前代からある。なお、『大明律』刑律・訴訟・見禁囚不得告舉他事では、再び「年八十以上・十歳以下及篤疾者」に戻っている。

(2) 不拘此例——婦人の出訴を制限する規定は唐宋の法制には見られず、『元典章』卷五三「刑部一五・訴訟・代訴」の「不許婦人訴」に引く決定(皇慶二年)が最初かと思われる。この規定は『大明律』刑律・訴訟・見禁囚不得告舉他事にも

受け繼がれる。

- (3) 干〈名〉犯義〔犯〕—「子證父…」以下は『元典章』卷五三「刑部一五・訴訟・禁例」の「禁止干名犯義」に引く詔書とほぼ同じ表現であることから、このように校訂した。なお「干名犯義」の語は『大明律』刑律・訴訟内の律目の名に用いられる。

- (4) 聲説分明—『唐律』斷獄・婦人懷孕犯死罪および拷決孕婦は、妊娠中から産後百日未滿の婦人に對する死刑・拷訊および體刑を、罰則をもって禁じている。元朝でも同じ制限を定めている（『元典章』卷四〇「刑部二・刑獄・繫獄」の「孕囚産後決遣」「孕囚出禁分娩」）。豫め申し立てるよう求めるのは、反訴されて拷訊に遇ったり、反坐で體刑を受ける局面が生じた場合の豫防策と見られる。なお、内閣本のテキストが婦人の出訴禁止規定を採録しているのに對して、こちらは婦人の出訴が認められていた段階の規定と考へざるを得ない。

- (5) 朦腫陳訴—『元典章』卷五三「刑部卷一五・訟・告事」の「告罪不得稱疑」に見られる。この規定は『唐律』「鬪訟・告人罪須明注年月」より繼承されてきたものと見られるが、『大明律』では消滅する。

(一) 應索債告狀式
告狀人姓名

右某、年幾歲、无病。係某里某處籍民。伏爲狀告。某年某月不記日、有某處某人、前來引至某處、某人作保、寫立文帖、就某家揭借去。行息至元折中統鈔若干定、每月依例納息三分、約某年某月納本息

鈔定一頓歸還。至今過期、疊次前去取索、推調不肯歸還。若不告理、於私委无奈何。有此事因、謹狀上告某縣。伏乞 詳狀施行。執結是實、伏取 裁旨。

年月日 告狀人 姓 某 狀

(譯)
借金返済を求める際の告狀の形式
申し立て人 姓名

右某は、年は幾歲で病氣はありません。某里某處の籍の民でございます。伏して文書をもって訴えさせていただきます。某年某月のある日、某處の某人がやってきて、某處に連れて行き、某人が保證人となって契約書を立て、私から借金いたしました。中統鈔に換算した至元鈔若干錠に利息を付けて、毎月例に従って三分の利息を納め、某年某月に元本・利息の額をいっぺんに返済することをお約束しました。今に至って期限を超過し、何度行つて督促しても、言い逃れをして返済しようとしません。もし訴え出なければ、當事者間では全くどうしようもありません。このようないきさつがございますので、謹しんで文書を備え、某縣に訴えさせていただきます。どうかお取調べの上、ご處置を賜りますようお願い致します。事實どおりに相違ありませんので、伏してお裁きを承ります。

年月日 申し立て人 姓名 某 奉る

(校)
和刻本は該當部分なし。

(注)

(1) 折中統鈔—中統元年(一二六〇)に發行された中統鈔は、

至元二十四年(一二八七)に至元鈔が發行されると、五分の一に切り下げになったが、至元鈔は實際には中統鈔の價に換算されて使用された。詳しくは前田直典『元朝史の研究』(東京大學出版會一九七三)を参照。

(2) 納息三分—刑法類・債負を参照。

(3) 鈔定—「定」は「錠」とも書き、鈔(紙幣)で五十兩(貫)をいう。ここでは「鈔」に單位の「定」をつけて、金額といふほどの意味。

(4) 執結—官廳に提出する書類の最後に用いる決まり文句。述べた事柄が事實であることを保證する意味。

(二) 應蠶麥災傷告狀式

告狀人姓 某

右某、年幾歲、无病。係本縣某里住民。見應當包銀戶計。伏爲狀告。本戶元額每年科納包銀若干・稅糧若干、於合得已分地畝内、種麥栽桑供蠶、以副了納。不期於今歲養蠶災病、十死九分、夏麥將熟、已值強風、吹倒損害。委是難以收成、失悞歲計。若不狀告乞行勘當驗實減免、實是无可供納。有此事因、謹狀上告
某縣官。伏乞 詳狀施行。所告如虛、甘罪不詞。執結是實、伏取
裁旨。

年 月 日 告狀人 姓 某 狀

(譯)

すべて養蠶・麥作が災害に遭った際の告狀の形式

申し立て人 姓 某

右某は、年は幾歲で病氣はありません。本縣某里の住民でございます。現在、包銀を納める戸になっております。伏して文書をもつ

て申し立てます。本戸の稅額は、毎年包銀若干・稅糧若干を納付することになっており、正當に自分のものとして農地の中で、麥を植え、桑を育てて蠶に與え、納稅に當っております。思わぬことに今年は蠶に病氣がはやり、十のうち九までが死んでしまひ、夏穫り入れの麥は實の直前に強風に遭つてしまひ、吹き倒されて損なわれてしまいました。まことに收穫が得がたく、お上の歲入を過つことになりそうです。もし文書をもって申し立て、調査檢證の上、減免措置を賜りますようお願いしなければ、全く租稅を納付するべきがございません。このようないきさつがございますので、謹しんで文書を備え、某縣官に申し立てます。どうかお取調べの上、ご處置を賜りますようお願い致します。申し立てたことがもし事實でなければ、罪に甘んじて不服はありません。事實どおりに相違ありませんので、伏してお裁きを承ります。

年 月 日 申し立て人 姓 某 奉る

(校)

○和刻本は大幅に異同がある上、この告狀を受けた縣から檢證を命じられた大戸の報告書も附されている。全文以下のとおり。

告蠶麥災傷

告狀人 某人

右某、年壯、无病。係本縣某村附籍人戸。見當包銀若干、驗某田蠶作額利徵。狀告、伏爲本戸毎年合着糸線顏利、包銀・稅糧及大小雜泛差發、全籍(籍)蠶麥收成、以供周年用度。今來有本家糸蠶災病、十死九分、夏麥將熟、又值風損。想見難以收成、失悞歲計。若不告乞減免科差、委實難當不免。具狀上告某官。伏乞 詳狀、差官檢驗得實、約量減免施行。執結是實、伏取
裁旨。

年 月 日 告狀人 某人 狀

大戸勘當
某村大戸某人
今蒙

縣官指揮、勘當本村某人蠶麥傷損事。某得此處分事理、前去某人家中、就蠶房內、檢(檢)得蠶就箔上盡行殪死、及於某人家東麥地內、檢(檢)得麥苗風倒、傷損五分。伏乞

某官詳狀、別行差人檢(檢)驗施行。執結是實。伏取
裁旨。 年 月 日大戸 某人 狀

(注)

(1) 包銀—元代の租税の一部をなす差發の一種で、腹裏において課された。太宗期より地方税としては存在したが、憲宗元(一二五二)年に正規の國税となる。もとは均一戸割制であったが、この時以後、戸格・戸等による段階的差等制に移行したと考えられている。當初は銀納とされていたが、中統四(一二六三)年に交鈔で納めることとなった。安部健夫「元時代の包銀制の考究」(『元代史の研究』創文社、一九七三年)、愛宕松男「元朝税制考—税糧と科差について—」(『愛宕松男東洋史學論集』第四卷、創文社、一九八八年)参照。

(2) 利徵—「利徵」とはあまり用例のない語であり、意味内容および字形から「科徵」の誤りと考えられる。ことよく似た用例「有分撥民戸五戸絲、投下交參戸毎年合納絲線・包銀并五戸絲、仰與本路民戸一體驗貧富科徵」(『元典章』卷二五「戸部一・差發」の「投下戸絲銀驗貧富科」)でも「科徵」の語が用いられている。

(3) 合着—『元典章』卷二五「戸部一・差發」の「驗土產均

差發」に「…、仍出榜文、開坐各州合着差發數目、該絲絹若干、分明曉示」、同じく「驗貧富科赴庫送納」に「將本路州縣村坊鼠尾花名・合着數目、依上年體例、攢造備細文册申部」などある用例から、「着」は税を課す、割り當てる意で用いられることがあったとわかる。

(4)

顔利—「顔利」の語は他に用例を見ない。『元史』卷九三「食貨志一・科差」には「科差之名有二。曰絲料、曰包銀。其法各驗其戸之上下而科焉。絲料之法、太宗丙申年始行之。每二戸出絲一斤、并隨路絲線・顔色輸于官。五戸出絲一斤、并隨路絲線・顔色輸于本位。包銀之法、憲宗乙卯年始定之。初漢民科納包銀六兩、至是止徵四兩、二兩輸銀、二兩折收絲絹・顔色等物」とあり、差發の一である絲料として絲線と「顔色」を擧げている。意味内容から考えてこれを指すに違いないが、字形・發音が懸け離れているし「顔色」もあまり他の史料に見えない。安部健夫は前掲「元時代の包銀制の考究」でこの告狀式を引用し、「顔利(料?)」とする。「科」を「利」に誤ったように(注2)、「料」を「利」に誤ったのだろう。

(5)

大戸—一般的な用法では、單に財力・勢力のある戸を指すが、ここでは一種の肩書として用いられているため、鄉村における職役のひとつであったことが推測される。明代の華北で、税糧徵收を擔當する同名の徭役が設けられていた(谷口規矩雄『明代徭役制度史研究』同朋舎、一九九八年)ことから、これに繋がるものとも考えられる。

(三) 請佃逃戸地主狀式

告狀人姓名

右某、年幾歲、无病。係某里某村住民。伏爲狀告。切見某村某人自某年月日、爲某事、將引全家老小在逃、不知去向。拋下本家事產田幾畝・園地幾段、即日荒閑、无人佃種、見行拖欠官司租糧、虛懸差發。今來某欲行前去承佃前項田園耕種、依前供納稅糧、應當差發。别无執據爲憑、不敢自擅。謹狀上告

某縣。伏乞 詳狀施行。所告是實、伏取 裁旨。

年 月 日 告狀人姓名 某 狀

(譯)

逃亡した戸の土地の耕作を請う文書の形式

申し立て人 姓名

右某は、年は幾歲で病氣はありません。某里某村の住民でございます。伏して文書をもって申し立てます。私の見るところ、某村の某人は、某年月日より、某事のために、老人小兒を含む一家全員を率いて逃亡いたしており、行方が知れません。放棄されたこの家の財産である田地幾畝・園地幾段は、ただいま放っておかれて、耕作する人がございません。現在、お上の租税は不納になり、徭役には應じる者おりません。今、私は上記の田地・園地に參つて借り受け、耕作して、以前と同様に税糧を納め、徭役に應じたいと思っております。據り所となる證文があるわけではありませんので、勝手なことはいたしません。謹しんで文書を備え、某縣に申し立てます。どうかお取調べの上、ご處置を賜りますようお願い致します。申し立てたことは事實でございます。伏してお裁きを承ります。

年 月 日 申し立て人 姓名 某 奉る

(校)

和刻本は大幅に異同がある上、逃亡を報告する文書と承佃を請う文書に分かれている。全文以下のとおり。

申逃戸狀

某村大戸某人

右伏爲、於今月某日夜、有本村附籍富差人戸、將領全家在逃、不知去向、據拋下事產、乞行差官檢(檢)驗施行。伏取

裁旨。年 月 日大戸 某人 狀

請逃戸業

某村住人某人

右某、年將(壯)、無病。伏爲、切見某村某人、自某年月日、緣爲甚事、將領全家在逃、不知去向。拋下本戸下東西畝(畛)地一段、計幾畝。其地自本人逃去荒閑、到今無人承佃。今具狀告。伏乞某官勸會詣實、出給公據、立租稅、請佃施行。執結是實、伏取裁旨。年 月 日某村 某人 狀

(四) 應被人毆(毆) 傷告狀式

告狀人姓名

右某、年幾歲、除在身被打有傷外、餘无病。係某里某都籍民。伏爲狀告。某年某月某日、出往某處幹事、回歸至某處、迎見甲人帶酒不醉、手持棍棒、喝問某「從何處去來」、索要買酒請伊。當某回稱「正索鈔、未有」、不謂甲恃酒發惡、用所執木棍、將某身上行打數下。得乙人進前解勸、方免重傷。見有某在身并額上被傷痕可驗。謹狀上告

某縣。伏乞 詳狀施行。所告知虛、甘罪不詞。執結是實、伏取 裁旨。

年 月 日 告狀人 姓名 某 狀

(譯)

すべて人に毆打され負傷した際の告狀の形式

申し立て人 姓某

右某は、年は幾歳で、身體に毆打を受けて負傷している以外、他に病氣はありません。某里某都の籍の民でございます。伏して文書をもって申し立てます。某年某月某日、某處に出かけて用事をすませ、歸りに某處まで参りましたところ、甲人に出くわしましたが、甲人は酒を飲んではいるものの泥酔してはおらず、手に棍棒を持って、私に「どこへ行くのか」と怒鳴りつけ、酒を買ってあげるよう強要しました。そこで私が「おれもちょうど金が必要なので、もちあわせていない」と答えると、思わぬことに、甲は酒に乗じて凶悪になり、持っていた木の棍棒で、私の身體を數回毆打いたしました。乙人がやって来てなだめてくれたので、ようやく重傷を免れました。現在、私の身體と額に負傷の痕が證據に残っています。謹んで文書を備え、某縣に訴えさせていただきます。どうかお取調べの上、ご處置を賜りますようお願い致します。訴えがもし事實でなければ、罪に甘んじて不服はございません。事實どおり相違ありませんので、伏してお裁きを承ります。

年 月 日 申し立て人 姓 某 奉る

(校)

○和刻本は該當部分なし。

(注)

(1) 從—この「從」は「くから」ではなく、「くへ」の意味。

(2) 索—「須」と同じ、「須索」ともいう。必要だ。「未有」は現代語の「沒有」と同じで、ないこと。

(五) 應逃戸告復業狀式

告狀人姓某

右某、年幾歳、无病。係某里某村籍民。伏爲狀告。見蒙縣司文勝、「立限招誘在逃人戸、前來復業、與免本罪、奉此」¹。今來某於限内、已行搬聖家小回還、依舊復業、應當本戸差役。據某合得在逃罪犯、隨狀出首。謹狀上告

某官司。伏乞詳狀施行。所告執結是實、伏取 裁旨。

年 月 日 告狀人姓 某 狀

(譯)

すべて逃亡した戸が田産を取り戻すのを申し立てる際の文書の形式

申し立て人 姓某

右某は、年は幾歳で病氣はありません。某里某村籍の民でございます。伏して文書をもって申し立てます。現在、縣のお達しを賜わりますに、「期限を立てて逃亡中の人戸を呼び寄せ、戻って来て田産を回復させ、逃亡の罪を免じる。これを奉ぜよ」とのことでございます。現在私は期限内のうちに、すでに家族を携えて歸還し、以前と同様に田産を回復、もとの戸の差役に應じております。私が本来受けるべき逃亡の罪につきましては、申し上げましたように自首いたします。謹んで文書を備え、某官司に訴えさせていただきます。どうかお取調べの上、ご處置を賜りますようお願い致します。申し立てたことは事實どおり相違ありませんので、伏してお裁きを承ります。

年 月 日 申し立て人 姓 某 奉る

(校)

○北大本は「勝」を「榜」に、「謹狀上告」を「謹具狀上告」に作る。和刻本は大幅に異同がある。全文以下のとおり。

逃戸復業

某村某人

右某、今蒙

縣官出給榜文、廿(立)限招誘在逃人戸前來復業、與免本罪。今來

某限內挈家前來、赴官投首復業、依舊應當差役。伏乞

某官詳狀施行。伏取

裁旨。 年 月 日 某村 某人 狀

(注)

(一) 奉此—下級官廳が上級官廳から通達された文書を引用する際、引用部分の末尾に記す決まり文句。

(六) 應地主歸復業取元地土耕佃狀式

告狀人姓名

右某、年幾歲、无病。係某里某村籍民。伏爲狀告。昨於某年內、因爲戸下田土災旱、種植无收、以此將帶家小、全戸逃往迤南諸道、趨熟遊食。抛下本戸田土園地若干頃畝、元立某戸頭、輸納稅糧、應當站戸差發。今來某已行將帶家小、依舊回還元籍復業、却見有某處住人甲、將某云(云)抛下田園、爲主種佃、據稱、自某年內經官陳告、請佃前項田地、立租當差。緣爲前田係是某有主物業、今來若不具狀、責令見佃人、將田地退佃、仍舊還某耕佃、實是人口无可供活生受。有此事因、謹狀上告

某官司。伏乞 詳狀施行。如所告虛誑、甘伏重罪不詞。執結是實、伏取 裁旨。

年 月 日 告狀人 姓 某 狀

(譯)

すべて地主が歸ってきてきて田産を回復し、元の土地を取り返して耕作

する際の文書の形式

申し立て人 姓名

右某は、年は幾歲で病氣はありません。某里某村の籍の民でございます。伏して文書をもって申し立てます。過ぐる某年に、私の戸の田土が早害を受けて、作物の收穫がなかつたために、家族を連れて一家全員で南方の諸道に逃れ、實りを追ってさまよいながら食い繋いでおりました。放棄したわが戸の田土・園地若干頃畝は、もと某戸頭を立てて税糧を納め、站戸の差役に當っておりました。今、私はすでに家族を携え、以前と同様、原籍に回歸して田産を回復しようとしておりますが、しかし某處の住人甲なる者が、私のもと放棄した田土・園地を、占有して耕作していることがわかりました。甲が稱しますには、某年にお上に訴えて、上記の田地を借り受けて以來、租税を納め差役に當っているとのことでございます。上記の田地は私の所有する資産でございますので、今もし文書を用意して現に耕作している人に命じ、田地を手放させ、以前と同様に私に返して耕作させていただかねば、まことに一家の生活が立ち行かず難儀いたします。このようないきさつがございまして、謹しんで文書を備え、某官司に申し立てます。どうかお取調べの上、ご處置を賜わりますようお願い致します。もし申し立てが偽りであったならば、甘んじて重罪に服して異存ございませぬ。事實どおり相違ありませんので、伏してお裁きを承ります。

年 月 日 申し立て人 姓 某 奉る

(校)

○故宮本・北大本は、内閣本が「云抛下田園」とする部分の「云」字をいずれも正しく「元」に作る。和刻本は大幅に異同あり。全文以

下のとおり。

地主歸收地土

某村某人

右某、年壯、無病。伏爲、於某年上、緣爲甚事、將家小在逃、逐處
趁熟住坐。抛下本戸桑土若干頃畝。今來某復業、却見某處某人、將
某抛下地土、爲主種佃。其本人言稱、自某年上、經官立租稅、請到
上件地土、私下不肯吐退。今具狀上告、伏乞
某官詳狀勘會詣實、勸請佃地人吐退上件地土、付某依舊立戸供納
承佃施行。執結是實。伏取

裁旨

年月 日告狀人 某人 狀

(注)

(一) 生受—この前に或いは脱落があるかと疑われる。

(谷井)

(七) 應請佃他(地) 人退業狀式

告狀人姓名

右某年幾歲無病、係某都某村住民。伏爲狀告、昨於某年月内蒙官司
出榜、召人承佃逃戸田地耕種、立租當差。某於某年月日具狀、經所
屬某縣司陳告、請到逃戸乙抛下某處田地若干頃畝、已行立租當差
了當。今有元業主逃戸乙回還復業、要行收回元地。今來情願將上項
田頃還還本人管業、若不告乞、行下本處、勘當是實、令元業主乙立
租當差、將某名戸除豁、誠恐重復科徵生受。有此事因、謹狀上告
某縣官、伏乞 詳狀施行。所告如虛、甘罪不詞。執結是實、伏取
裁旨。

年月 日 告狀人 姓名 某 狀

(譯)
すべて耕作請け負い者が土地を返還することを請願する告狀の書式
申し立て人姓名
右某、年は何歳、健康で、某都某村の住民であります。伏して書狀
を以て申告します。以前、某年某月内にお上が高札を出されて、逃
散した戸の田地を耕作し、租税額を定めて、差役に當たることを
請け負う者を召募なされました。某は某年某月某日に書狀を作成
して、所屬の某縣衙門に申告し、逃戸乙が抛棄した某所の田地幾
頃幾畝を申し受け、既にすっかり租税額を定めて差役に當たる手
續きをしました。今、元の業主である逃戸乙が舞戻って財産を
回復し、原有地を回收しようとしております。今、上項の田地を本
人に返還し土地を管理させたいと希望いたしますが、もし願ひ出
て、事實であることを調査していただき、元の所有者乙に租税を
納入させ差役に當たらせて、某名義の戸を帳簿から削除しなけれ
ば、重複して科差徴税され困ることになるのではと思われます。
こうした事情がございますので、謹んで書狀を以て某縣官に上告
し、伏してお取り計らいを願うものでございます。言葉に偽りが
あれば、甘んじて罪に服し不服を申し立てることは致しません。
事實どおり相違ありませんので、伏してお裁きを仰ぎます。

年月 日 申し立て人 姓名 奉る

(校)

和刻本辛集卷十「詞狀新式上請地人退狀」は以下の通り。

請佃逃戸地土某人

右某今據實供析、昨於某年上經官請到逃戸某人地若干頃畝。某
立租稅承佃。今却有地主某人前來復業、今來某情願將所請地土
吐退與本人、依舊立戸種佃、乞勒地分、合十人除豁元立租稅。執

結是實、伏取
某官裁旨。

年月 日 請地土 某人 狀

(參考)

逃戸復業時の手續に關しては、『元典章』卷三 聖政二「恤流民」内至元二十二年二月條、同卷一七戸部卷三戸計「逃亡・復業戸爭事産」、同卷一九 戸部卷五田宅「荒田・荒閑田地給還招收逃戸」などの記事がある。ほとんどの記事は元朝初期にかかる。基本的には、逃戸が復業した際、元業の田産は元主に還付する政策が採られたようだが、時に現充の者を優先するといったように、政策方針あるいは行政實務の對應において揺れがあった。

(八) 應軍戸告貧難帶疾不能當役狀式
告狀人姓名

右某年幾(歲)、病除在身見患腫疾外、餘無病、係某路鎮守王萬戸府張千戸奕李百戸下請根(根)正軍下貼戸。伏爲狀告、元蒙官司簽撥、某充應止軍某人戸下貼軍戸、自來別無田土、亦無營運買賣、止有見住房屋一座地基三間、於某年内身沾疾病、即目遍身浮腫、醫治不痊、見織草屨爲活。委是難以應當軍役。如蒙官司勘當得、但有虛誑、甘罪不詞。謹狀上告 本奕千戸所、伏乞 詳狀施行。所告執結是實、伏取 台旨。

年月 日 告狀人 姓名 某 狀

(譯)

すべて軍戸が貧困疾患により役務に當たるることが出来ないことを申告する告狀の書式
申し立て人姓名

右某、年は何歳、身體に現在腫れ物を患っている以外、病氣はしておらず、某路鎮守王萬戸府の張千戸翼の李百戸の下で糧食を領受している正軍の下の貼戸であります。伏して書狀を以て申告します。以前お上の徵發により、某は正軍某人の戸下の貼軍戸に充たっていますが、従來、田土もなく、亦商賣を致してもおらず、ただ、現在居住している家屋一軒と地所三間があるきりですが、某年内に病を患い、現在身體中に腫れ物ができ、治療しましたが治癒せず、草鞋作りを生業として暮らしております。軍役に當たることは誠に困難であります。もし、お上がお取り調べを行い、嘘偽りがございましたら、甘んじて罪に服し不服を申し上げることはございません。謹んで本翼千戸所に上告し、伏してお取り計らいを願うものでございます。申告しましたことは事實どおり相違ありませんので、伏して(千戸所の)御裁決を仰ぎます。

(校)

○和刻本には對應條目なし。

(注)

- (1) 千戸奕—奕は翼に同じ。『元史』卷八二「選舉志二・銓法上」に「定蒙古奧魯官、大翼萬戸下設奧魯總管府、從四品。小翼萬戸下設奧魯官、從五品。各千戸奧魯、亦設奧魯官、受院筭。各千戸奧魯、不及一千戸者、或二百戸、三百戸、以遠就近、以小就大、合併爲千戸翼奧魯官、受院筭。」とあるように、千戸翼は實數が千戸に遙かに満たない千戸を併合して軍戸管理機構の一單位としたものである。
- (2) 根—故宮本、北大本は「根」に作る。
- (3) 貼戸—元朝治下、正軍戸は成人男子を出して軍務に當た

らせ、貼軍戸は錢物を出して正軍戸の費用を補助するものとされた。軍戸について、詳しくは陳高華「論元代的軍戸」『元史研究論稿』所收、中華書局一九九一年を参照されたい。

(参考)

本狀式は一方的に役務に當たることのできない旨を訴えるものである。貼戸の退役・交替について、関連資料を見出すことは出来なかつたが、正軍戸に關しては、『元典章』卷三四・兵部卷一軍役「替補・單丁殘疾雇替」がある。該條によれば、健康上あるいは身體的理由により退役する際には、代替者を採さねばならなかつた。

(九) 軍人告取封裝狀式

告狀人姓名

右某年幾歲無病、係本奕程千戸下請糧漢軍身役。伏爲狀告、某元係濟南路某縣某村附籍軍戸、於某年月日前來本奕應當軍役、至今三年有餘。本家與貼戸並不供還盤纏、前來應付衣裝用度。日下天色寒凍、沿身衣服破碎、難以應役。若不告乞、行移本處官司、着落本家、取討封裝、前來應付盤纏、實是生受。謹狀上告 本奕千戸、伏乞詳狀施行。所告執結是實。伏取 臺旨。

年月日 告狀人 姓 某 狀

(譯)

軍人が封樁錢を請求する告狀の書式

申し立て人姓名

右某、年は何歲、健康で、本翼程千戸の下で糧食を領受している漢軍の身役であります。伏して書狀を以て申請致します。某はもとと濟南路某縣某村に籍を置く軍戸でありましたが、某年某月某

日に本翼にやって来て軍役に當たり、今で三年餘りになります。私の家と貼戸とは、全く生活費を供給せず、ここへ来て衣服や裝備などを支給してくれません。昨今は天候も寒冷で、身に纏つた衣服はぼろぼろになり、役に當たるのも困難であります。もし申請して本籍の役所に通達し、私の家に申しつけて、封樁錢を求めさせ、ここへ来て生活費を支給してくれなければ、誠に困難であります。謹んで書狀を以て本翼千戸に上告し、伏してお取り計らいを請うものであります。申し上げましたことは事實どおり相違ありませんので、伏して千戸の裁決を仰ぎます。

(校)

和刻本には對應條目なし。

(注)

(一) 封裝—封樁錢のこと。宋代のそれとは性格を異にする元代、軍兵が遠隔地において軍務に當たる際は、食料以外の費用の殆どを自己負擔しなければならなかつた。兵士の費用は自分の家と貼軍戸が共同で負擔し、これを封樁錢と稱した。宋濂『宋文憲公全集』卷十五「棗州高氏先塋石表辭」は「北兵戍南土者、宗族給其衣費、謂之封樁錢。」と、『經世大典・站赤』五は「軍人封裝鈔定、所以供給衣襖急用之物」と説明する。詳しくは前掲陳高華「論元代的軍戸」を参照されたい。

(二) 身役—『吏學指南』には「身役：吏卒人等、稱身役。謂任驅使也。」とある。

(参考)

軍兵の費用の送付方法は、『元典章』卷三四「兵部一・軍役・軍裝」

の「軍人盤纏」の記事から知ることができる。

(十) 應被切盜告狀式

告狀人張某

右某年幾歲無病、係某處某村籍民。伏爲狀告、某年月日夜二更時分睡覺、聽得某屋內外房響聲、疑有賊人、隨即起床明燈、照覷得某睡房門被賊人推開、將房內衣服籠一隻於內有至元鈔若干定・段子銀釵布帛衣服等物、盡行偷去無存。當出外房、得見左畔門邊壁堵被賊剝開一穴、係是賊人出入去處。就叫喚鄰人某知證分曉。今將被盜物件開單在前、謹狀上告 某處巡尉司、伏乞 詳狀施行。所告執結是實、伏取 裁旨。

年 月 日 告狀人 姓 某 狀

(譯)

すべて竊盜被害の報告書の書式

申し立て人張某

右某、年は何歳、健康で、某所某村に籍を置く民戸であります。伏して書狀を以て届け出ます。某年某月某日夜二更頃眠りから覺めると、某の屋内の外側の部屋で音がするのが聞こえ、賊がいるのではと疑い、直ちに床を離れて明かりを灯し、照らして見ましたところ、某の寢室の扉が賊に押し開けられ、房内の至元鈔若干錠・緞子・銀の簪・布帛・衣服等の物が入った衣服籠一個がすっかり盗み去られて跡形もありませんでした。外側の部屋を出てみると、左側の門付近の土塀が賊によって一カ所穴を穿たれているのが見え、それが賊が入りした場所でありました。そこで隣人の某を呼び、證據を示しはつきりと分かせました。今、盗まれた物件を前に書き出し、謹んで某所の巡尉司に書狀を以て上告し、

伏してお取計らいを願います。申し上げたことは事實どおり相違ありませんので、伏して裁決を仰ぎます。

年 月 日 申し立て人 姓 某 奉る

(校)

○故宮本「別集」卷四「公理類・應被切盜告狀式」、北大本戊集卷上「公理類・應被切盜告狀式」は「鄰人某」を「鄰人丙」とする。

○和刻本には對應條目なし。

(注)

(1) 巡尉司—『元典章』卷五三 刑部卷一五 訴訟・聽訟「巡檢不得接受民詞」には「各處巡尉司、職專捕盜、例禁不許接受民訟。」とあり、巡尉は地方において捕盜の職を専らとする。巡尉司はその詰め所。

(十一) 應被強盜告狀式

告狀人黃某

右某年幾歲無病、係某鄉某都籍民。伏爲狀告、某年月日夜三更時分、忽聽得所住屋外門被人打開、忽見有賊幾人各用墨抹面、手執槍棒明火炬、突入屋內、將某拿住用麻繩綑縛。家小竝皆驚走、被各賊於某臥房內搜檢、劫訖鈔若干定・段子若干疋・衣服・金銀器皿・首飾等物、盡行劫掠去訖。當時投叫鄰人某等趕逐、有各賊落路登山逃走、不知去向。今將被劫鈔物開具單目、粘連在前、謹狀上告 某縣尉司、伏乞 詳狀施行。所告如虛、甘罪不詞。執結是實、伏取 裁旨。

年 月 日 告狀人 姓 某 狀

(譯)

すべて強盜被害の報告書の書式

申し立て人黄某

右某、年は何歳、健康で、某郷某都に籍を置く民戸であります。伏して書状を以て届け出ます。某年某月某日夜三更時分、突然に居住している家屋の外門が人に開けられるのが聞こえたと思うと、たちまち賊數人が各々墨を顔に塗ったくり、手に槍や棒を執つて、松明を照らし、屋内に突入して来るのが見え、某を捕まえて麻繩で縛り上げてしまいました。家人は皆驚いて逃げてしまい、賊は各々、某の寢室内を搜索し、鈔若干錠・緞子若干疋・衣服・金銀の什器・髪飾り等の物をかささらい、すっかり略奪されてしまいました。すぐに隣人某に訴えて追跡させましたが、各賊は道に逃れ、山に登つて逃走して、行き方知れずとなりました。今、強奪された錢物を品目毎に書き出し、前に添付し、謹んで某縣尉司に上告し、伏してお取計らいを願います。申告に虚偽があれば、甘んじて罪に服し不服を申し立てることはございません。事實どおり相違ありませんので、伏して裁決を仰ぎます。

年 月 日 申し立て人姓 某 奉る

(校)

○故宮本「別集」卷四「公理類・應被強盜告狀式」、北大本戊集卷上「公理類・應被強盜告狀式」は「鄰人某等」を「鄰人丙等」とする。

○和刻本は對應條目なし。

(注)

(一) 縣尉司―『元史』卷一百一「兵志四・弓手」には「諸路府所轄州縣、設縣尉司、巡檢司、捕盜所、皆置巡軍弓手、而其數則有多寡之不同。職巡邏、專捕獲。」とあり、これも警察的役割を擔う。前狀式では巡尉に訴え、本狀式で縣尉に訴える設定になっているが、何故こうした違いが生まれるの

かは不詳。

(十二) 應被牛畜食踐禾苗告狀式

告狀人姓某

右某年幾歲無病、係某村某都籍民、耕田爲活。伏爲狀告、某年月日、忽見某所耕東村田內有黃牛三隻、在彼將禾苗食踐、隨即投告。當管張社長一處田所驗視得、被前項牛隻食踐訖田禾約有二畝餘。其牛係是本村梁已家所養牛隻、令本人陪償、不肯歸還。今來若不狀告、乞行追徵、委是使某有失歲望、無得子粒應付當差用度。謹狀上告

某縣官、伏乞 詳狀施行。所告執結是實、伏取 裁旨。

年 月 日告狀人姓 某 狀

(譯)

すべて牛に穀物の苗を食い、踏み荒らされたことを訴える告狀の書式

申し立て人姓某

右某、年は何歳、健康で、某村某都に籍を置く民戸で、田を耕して生活しております。伏して書状を以て届け出ます。某年某月某日、某が耕作する東村の田地内で黄牛三頭がそこで穀物の苗を食い、踏み荒らしているのを発見し、直ちに訴え出しました。管轄の張社長が一箇所の田地を検分しましたところ、前述の牛に田地の苗約二畝餘りを食い、踏み荒らされていきました。その牛は本村の梁已の家が養っている牛だったので、本人に賠償させようとしたことが、支拂おうとしません。現今、もし書状を以て届け出、追徴することを要望しなければ、某の今年の收穫の望みは失われ、穀物を差役の用途に當てることも出来ません。謹んで某縣官に上告し、

伏してお取計らいを願います。申告は事實どおり相違ありませんので、伏して裁決を仰ぎます。

年月日 申し立て人姓 某 奉る

(校)

○和刻本辛集卷十「詞狀新式」の以下二條が對應する。

申字攔奚口頭狀

某村住人某人

右某年壯無病。伏爲、於今月某日某時已來、因往某處勾當、見甚毛色牛幾頭有無印記於某地內作踐田苗、無人牧放、爲此某將上件牛畜收至本家。今來多日無人識認、所據某不合不即時申告官司、召人識認、合得罪犯、隨狀陳首、伏乞

某官詳狀、召人識認施行。執結是實、伏取

裁旨。年月日 告狀人 某人 狀

また

本主識認

某村住人某人

右某年壯無病。伏爲、於今月某日本家自不小心走失了甚毛色牛幾頭有無印記、某即時隨處根覓不見。今來某卻知得某村某人收住上件牛畜、本人申覆到

官、見蒙出榜、召人識認、所具上件牛畜委是某本家走失。今具狀上

告

某官、伏乞

詳狀、給付某收管施行。所告執結是實、伏取

裁旨。年月日 告狀人 某人 狀

(注)

(1) 字攔奚——不蘭奚・字蘭奚とも書く。漢語では闌遺。無主の

状態となった人口・家畜を言う。元は至元十六年段階では、不蘭奚總管府を吏部尙書に兼領させ、至元二十年に闌遺所(後の闌遺監)を設置して、逃亡・流散した人口・家畜等を管轄させた。詳しくは周良霄「闌遺與字蘭奚考」(『文史』一二二)を参照されたい。

〔付録二〕

*以下の二條は故宮本「別集」卷四「公理類」及び北大本戊集卷上「公理類」にのみ収録される。

(一) 婦人夫亡無子告據改嫁狀式

告狀人王阿某

右阿某年幾歲無疾孕、係某里某都籍民已死人王大妻屬。伏爲狀告、有阿某元係某里民戶(某)王大妻室、自來不曾養育子息、於某年月日夫王大因病身死、當日行持服營喪安葬了當。即日戶下別無事產可以養贍、委是貧難生受。若不具告、給據改嫁、情實寡居、過活生受。謹狀上告

某縣、伏乞 詳狀施行。所告執結是實、伏取 裁旨。

年月日 告狀人 王阿某 狀

(譯)

婦人が、夫が死にかつ子が無いことにより再婚の認可を申請する告狀の書式

申し立て人王阿某

右阿某、年は何歳、罹病も懷妊も懷妊もしておらず、某里某都に籍を置く民戸で既に死亡した王大の妻であります。伏して書狀を以て申請します。阿某は元來某里の民戸王大の妻でありましたが、未だ嘗

て子供を生んだことはなく、某年某月某日に夫王大が病死し、既にきちんと喪に服し、埋葬し終わりました。唯今、戸には特に身を養うだけの資産もなく、まことに貧困によって苦しんでおりません。もし書状を作成して申告し、證明書を與えられ、再婚しなければ、實際に一人暮らして、生活に苦しむことと相成ります。謹んで某縣に上告し、伏してお取計らいを願います。申告は事實どおり相違ありませんので、伏して裁決を仰ぎます。

年月日 申し立て人 王阿某 奉る

(校)

○和刻本には對應條目なし。

(二) 應立嗣承繼狀式

告狀人周友

右友年幾歲無病、係某郷某村籍民。伏爲狀告、有某戸下田産苗米、見應當某站馬首身役。緣某見今年老、別無親生男子承紹戸業、今得本族房長周公推選、得房弟周某某第二男名周全見幾歲、過房與某爲子、承紹戸下田産、應當差發。委是昭穆相當、理合立爲後嗣。若不告乞、出給公據、付男周全執照爲憑、誠恐向後妄行爭繼、煩紊官司不便。有此事因、謹狀上告
某縣司、伏乞
詳狀施行。所告執結是實、伏取
裁旨。

年月日 告狀人 周友 狀

(譯)

すべて養嗣子を立てて承繼させるための告狀の書式
申し立て人周友

右友、年は何歳、健康で、某郷某村に籍を置く民戸であります。伏して書状を以て申請します。私の戸下に土地と税金が登録され、現在某站の馬首の身役に當たっております。私は今や年老いて、戸の財産を承繼するような實の男子もおりません。今、本族の房長周公の推薦を受け、房弟周某の第二男、名は周全、現在何歳を得て、私の養子とし、戸の田産を承繼させ、差役に當たらせることとしました。誠に昭穆(世代關係)も適當であり、後嗣と爲すのは理にかなっています。もし願ひ出て、公證を交付していただき、息子周全に與えて證據としなければ、今後妄りに跡目争いを引き起こし、お上にご迷惑をかけ不便であろうと恐れる次第です。このことに因つて、謹んで某縣司に上告し、伏してお取計らいを願います。申告は事實どおり相違ありませんので、伏して裁決を仰ぎます。

年月日 申し立て人 周友 奉る

(校)

○北大本は「年月日 告狀人 周友 狀」を「年月日如前」とする。

○和刻本辛集卷十「詞狀新式上・告養同宗男狀」は以下の通り。
告狀人某人等

右某等各年壯無病、俱係本縣附籍人戸。今與親兄某人同狀上告。伏爲、某年過五十、在家無人、與兄某人商議、欲將某所生次男某人年幾歲過房、與弟某人戸下爲子承後。今同具狀上告
某官、伏乞 詳狀、除附出給公據施行。伏取
裁旨。

年月日 某人 狀

(參考)

この告状は官に提出するものであるが、當事者間で交わされる契約文書の書式が『新編事文類要啓劄青錢』外集卷十「公私必用」に収録されている。

覓子書式

某郷某里姓 某

右某昨娶到阿氏爲妻、相事年深、竝無子息。誠恐老來無人供贍、遂托得某人爲媒、命立某處某人第幾男名某兒年幾歲、以爲嗣續、繼紹祖宗、承替差發。自歸家之後、且某如同嫡子看承、不敢嫌棄。幼訓以詩書、長教其手藝、所有梯已置到物業、竝與男某管佃。向後即無異心別立内外親房兄弟兒孫及有遺還之理。如違此約、甘罰中統鈔若干貫文 入官公用不詞。謹書。

年 月 日 姓 某 號 書

妻 氏 號

媒人姓 某 號

房長姓 某 號

他姓の者や昭穆相當でない者は本來は養子とされないはずであるが、實際はそれと異なる事例が多々あったことが、『元典章』卷一七戸部三戸計「承繼・禁乞養異姓子」などにみえている。

(加藤)

〔付録二〕

*以下の七條は、和刻本辛集卷十「詞狀新式上」のみにみえる。

(一) 儒人赴試結保

郷貢進士姓名等

右某等五人、今爲一保。各無喪服禪制未終、竝不是倡優之家及放浪(良)之人、竝父祖曾犯十惡、死罪經斷之家、及不是患廢疾竝犯十惡、奸盜經配、竊盜刺字、亦不是曾充吏人犯賊(贓)至徒之人。委是依得貢舉

年 月 日某處郷貢進士 某人 狀

(譯)

儒人が試験に赴くのを結保する

郷貢進士の姓名

右某等五人は、今同じ一つの保となりました。各々服喪期間及び服喪明けの祭りが終わっていない者はなく、また倡優の家の出や賤民から良民になった者ではありません。また父祖がかつて十惡を犯したり、死罪で處斷された家ではありません。また本人も廢疾を患ったり、十惡を犯したり、姦淫や盗みで配流されたり、竊盜で刺青をされたりしておりません。またこれまでに吏人となって公金横領をし、徒刑に處された者でもありません。まことに試験の規定に照らしても、諸々の違反や障害、偽りなどはまったくありません。もし違反するようなことがあれば、甘んじて罪に服し不服は申し上げません。謹んで文書をしたためます。

年 月 日某處郷貢進士 某人 奉る

(注)

(一) 結保—宋代の制度で、科擧の試験を受ける者は、五人または十人一組(これを「保」という)となって、その資格、品行などを文官一人が保證する。この制度は元代にも受け繼がれた。『宋會要輯稿』「選舉一六之七」に「紹興十四年」八月二十八日、禮部言、國子司業宋子牙陳請、欲立同文館收

試、士人見在行朝、去本貫及一千里以上、無處取應之士、令實通郷貫五人爲一保、召文官二員結罪委保郷貫・士行等、詣實仍齋保官付身赴監、呈驗訖、許納試卷應舉、『文獻通考』卷三〇「選舉考三・舉士」に「十人或五人同保、不許有大逆人、總麻以上親不孝不悌、隱匿、工商異類、僧道歸俗之徒」、また『元典章』卷三二「禮部四・科舉條例」に「皇慶二年十一月：一、科場每三歲一次開試。舉人從本貫官司、於路府州縣學及諸色戶内、推選年二十五以上、郷黨稱其孝悌、朋友服其信義、經明行修之士、結罪保舉、以禮敦遺貢諸路府」とあり、『元典章』卷三一「禮部四・科舉程式條目」に「延祐元年二月三十日：一、倡優之家、及患廢疾、若犯十惡奸盜之人、不許應試。一、郷會試、漢人南人、居父母喪服應舉者、殿二舉」と規定がみえる。なお『元史』卷八一「選舉志一・科目」、「通制條格」卷五「學令」、「事林廣記」「學校類」にも記載がある。

(2) 禫制—服喪期間の二十五箇月が終わった後、二十七箇月目に行う祭り、「儀禮」「士虞禮」にみえる。

(3) 放浪(良)—「放浪」なら戸籍のない流民ということだが、倡優などの賤民から良民になったという意味にとり、「浪」を「良」に改める。

(4) 十惡—「刑法類」(五)十惡の注(1)参照。

(二) 告破老狀
告狀人某人

右某狀告、係某村當差發人戸。今伏見

上司降到

條理、應據年老殘疾貧難之人、並行給據蠲免差發。今來某見年六十歲、在家別無得力兼丁、亦

無養種營運、委是艱難。乞取問本村主首鄰佐、及照官中青册體驗。今具狀上告

某官、伏乞

詳狀給據、免差施行。執結是實、伏取處分。

年月 日告狀人 某人 狀

(譯)

破老を申告する書式

申し立て人某人

右某が文書で申告いたします。某村の差發に當たる人戸のもので、今伏してお上の下された規定を見ましたところ、すべて年老・障害者・貧窮の人については、みな證明書を發給して賦役を免除されることです。今私は六十一歳、家には他に助けとなる壯丁がおりません。また農業も商賣もしておりません。まことに生活に苦しんでおります。願わくば本村の主首人や隣家のものにお尋ねになり、また役所にある戸籍簿を照會してお調べいただきたく存じます。今告狀を用意して、某官に申告し、お取り調べの上證明書を給わって賦役を免すようお取りはからい頂きたく、伏してお願いたします。事實どおり相違ありませんので、伏して裁決を仰ぎます。

年月 日申し立て人 某人 奉る

(注)

(1) 破老—元では、六十歳になると賦役が免除になった。『元史』卷一四九「郭寶玉傳」に、「年十五以上成丁、六十破老」

とみえる。

(2) 主首—「刑法類」(九)の注(3)注参照。

(3) 青册—戸籍、税金の臺帳、南宋期から使用されるようになった語。宋の陳淳『北溪大全集』卷四六「上傳寺丞論學禮」に、「打量圖畫田段、紐定租數、類爲簿籍、名曰青册」とある。元代に關しては、『元史』卷二二「武宗紀」(至大元年九月)に、「萬戶也列門合散來自薛迷思干等城、進呈太祖時所造戶口青册、賜銀鈔幣有差」、『通制條格』卷三「戶令・蒙古人差發」に「中統三年三月二十八日、中書省奏、達達民戶、雖是青册上附籍、元在達達百戶牌子裏、當差發的、分付各投下、當差發身役、奉聖旨准」などとみえる。Pelliot, Paul. *Les kôkô-dâhtâr et les hû* 戸口青册 *hou-keou tsing-tseu*. *Young Pao* 27 1930. 劉銘恕「元代之戶口青册」『中國文化研究彙刊』七一(一九四七)參照。

(三) 主首勘當

某村主首某人

奉 判下、「勘當某人告給文引等事」。今來某依奉、勘當得鄰佑及保人某等、竝與本人所告相同。甘結是實。連

判在前、伏取

裁旨。

年 月 日主首 某人 狀

(譯)

主首人の調査

某村主首某人

通達を承りましたところ、「某人に證明書を給付する件について

調査せよ」とのことでもございました。今私はそれによって、隣家の者及び保證人に聞き合わせましたところ、すべて本人の申告したことと同じでございました。事實であることを保證いたします。文書の前に連判して、伏して決裁を仰ぎます。

(注)

(1) 判下—上級官廳から下級官廳への通達。朱熹『晦庵集』卷一八「按唐仲友第三狀」に「毎遇知州判下支單」とあるのははじめ、おもに南宋の史料にみえ、『元典章』にはみえない。南宋の用語であろう。ここは證明書發給について、その村の賦役責任者である主首に身元調査を行うよう通達したものの。

(四) 告給文引

告狀人某人

右某狀告、見年幾歲無病。係本縣某村附籍當差人戶。某中形身材、籠(籠)長、面晃白色、有髭髻。趕驢一頭、隨行將帶衣物盤纏等、欲往黃河南看親勾當。若不告給公憑、切恐沿路

官司阻滯、隨狀召到保人某人等、委保是實。今具狀上告

某官、伏乞 詳狀出給文引施行。所告執結是實、伏取

裁旨。

年 月 日告狀人 某人 狀

(譯)

證明書の發給を申請する

申請者某人

右某、文書で申告いたします。現在何歳で病氣はありません。本縣某村の戸籍に載せられる賦役に當たる人戸でございます。私は中

肉中背で、顔は長く、顔色は光るように白く、ひげを生やしております。驢馬一頭を連れ、身の回りに衣類や、路費等を携えて、黄河の南へ行って親戚を訪ね、用事をしようと思っております。もし證明書の發給を申請しなければ、道中のお役所で足止めされるのではないかとひそかに恐れております。申請書とともに保證人の某人等呼んで、事實であることを保證させます。今、申請書を用意して、某官に申請しますので、お取り調べの上、證明書を發給していただきますようお願いいたします。事實どおり相違ありませんので、伏して決裁を仰ぎます。

年月 日 告狀人 某人 狀

(注)

- (1) 文引—證明書、ここでは特に旅行證明書、すなわち「路引」をいう。その規定については、『元典章』卷五十一「刑部十三・防盜」に「中統五年八月初四日、欽奉聖旨條畫内一款、諸幹脫・商賈、凡行路之人、先於見住處司縣官司、具狀召保給公憑、方許他處勾當。若公引限滿、其公事未畢、依所在倒給。如管民管軍官、并其餘諸投下人員、若無上司文面勾喚、欲往他處勾當、亦聽以次人、於本處官司給文引、經過關津渡口、驗此放行、經司縣呈押（如無司縣、於尉司巡檢呈押）、無公引者、竝不得安下。遇宿止店戶、亦驗引明附店曆每上下半月。違者、止理見發之家、答二十七下」とみえる。
- (2) 籠（籠）長—「籠長」では意味が通じない。「籠」の誤りか。「籠」は「面籠」すなわち顔のこと。旅行證明書であるから、顔の特徴をいっただのである。
- (3) 晃白色—「晃」は光ること。明の薛巳「薛氏醫案」卷十四「時毒」に「若面晃白、爲金剋木、亦不治」とあるのによれ

ば、病的な色である。

(五) 申死牛馬

某村住人某人

右某年壯無病。伏爲於今月某日、有自己甚毛色牛或馬、忽在某處、因病倒死了當。目今未曾開剝。今具狀上告
某官。伏乞 判憑、照驗開剝施行。伏取
裁旨。

年月 日 某村 某人 狀

(譯)

死んだ牛馬について申告する

某村住人某人

右某は、年は壯年で病氣はありません。伏して申し上げますが、今月某日に、自分のなにかしの毛色の牛或いは馬が、にわかにか某處において病氣のために死にました。目下のところいまだ解體はいたしておりません。今申告書を用意して某官に申告しますので、たしかに病死であると判断して證明し、それによって解體できましよう取り計らいを伏してお願いいたします。伏して決裁を仰ぎます。

年月 日 某村 某人 奉る

(注)

- (1) 申死牛馬—元代、牛馬の屠殺は禁止されており、死んだ牛馬の解體には許可は必要であった。『元典章』卷五十七「刑部十九・禁宰殺」に「大徳七年 月、福建宣慰司承奉江浙行省割付、會驗、中統二年五月内欽奉聖旨節該、凡耕佃備戰、軍民所需、牛馬爲本。往往公私宰殺、以充庖厨貨之物、良可惜

也。今後、官府上下公私飲食宴會、并屠肆之家、竝不得宰殺牛馬。如有違犯者、決杖一百、兩隣知而不首者、減一等、官司失覺察者、又減一等。若有因病倒死、及老病毀折、不堪用者、申報所在官司。若離遠窳、於當處里正・主首告報過、方許開割」とある。

(2)

判憑——歸義軍時代の敦煌文書の中に、しばしば見られる語。例えば「丙寅年牧羊人兀寧狀竝判憑」(ペリオ三二七二)、「敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄」第三輯、五九九頁)には、「牧羊人兀寧、伏以今月十六日李家立柱用白羯壹口、未蒙判憑、伏請處分」とあり、「判憑」は官司の判斷を経た執行證明書を意味すると思える。宋代では『慶元條法事類』『道釋門』にやはり「判憑」の語がみえる。

(六) 告男不紹家業

某村住人某人

右某年壯無病。伏爲本家有男某人年幾歲、不務營生、每日嗜酒、破壞本家財物。今來某若不申官教戒、緣男某人習性無良、日後難以處制。今具狀上告某官、伏乞 詳狀、約量施行。伏取處分。

年月日 某人 狀

(譯)

息子が家の財産を守らないことを申告する

某村住人某人

右某は、年は壯年で病氣はありません。伏して申しますに、我が家の何歳になる息子が、生業に務めず、毎日酒を飲み、我が家の財産

を食い潰しております。今私がお上に申し上げて戒めていただかねば、息子は悪い習慣がついておりますので、今後言うことを聞かせることが難しくなります。今、申告書をもつて某官に申告いたしますので、お取り調べのうえ、ご推察いただきまますよう伏してお願いたします。伏して裁決を仰ぎます。

(注)

(1)

不務營生——子供が生業に務めず、父母の教えも聞かない場合、まず「社長」が説教し、それでも改めない場合は、官に申告することになっていた。『元典章』卷二三「戸部九・立社・勸農立社事理」に「若有不務本業、游手好閑、不遵父母兄長教令、兇徒惡黨之人、先從社長、丁寧教訓。如是不改、籍記姓名、候提點官到日、對社衆審問是實、於門首大字粉壁書寫不務本業・游惰兇惡等名稱、如本人知恥改過、從社長保明申官、毀去粉壁。如是不改、但遇本社合着夫役、替民應當。候悔過自新、方許除籍」とある。『元典章』卷五一「刑部十三・防盜」、「通制條格」卷一六「田令」にも同様の記事がある。

(七) 告女婿不紹家業

某村住人某人

右某年壯無病、伏爲本家有女某人、於某年月日、召到某處某人爲婿過日。除外、別無得力兒孫。自過門之後、竝不肯勤謹作活、養贍家小。某使令本人欲作買賣勾當、其本人詆觸不伏驅使。念某年老、私下難以鈐束。今具狀上告

某官、伏乞 詳狀勾追婿某人、理落施行。伏取

裁旨。

年月日 某人 狀

(譯)

女婿が家の財産を守らないことを申告する

某村住人某人

右某は、年は壯年で病氣はありません。伏して申し上げますには、我が家の娘某人が某年月日に某所の某人を迎えて婿とし生活しております。その外には助けとなる子や孫はおりません。その婿は我が家に來た後、勤勉に生業を營み、家族を養おうとはいたしません。私は婿に命じて商賣の仕事をさせようとしたが、婿はそれに逆らって言いつけに従いません。思いますに私は年老いていますので、私個人の力で言うことを聞かせるのは困難であります。今、申告書を具して某官に申告しますので、お取り調べの上、婿の某人をお呼びになって、筋を通していただきますよう(?)伏してお願いたします。伏して裁決を仰ぎます。

(注)

(一) 女婿不紹家業——婿は勞働力としての役割を期待されていたが、しばしばその期待にそむき、逃亡する場合もあった。

(参考)

また婿が働かない場合には離婚のうえ罰金を取ることが、あらかじめ婚書で決められている場合もある。『元典章』卷一八「戸部四・婚姻・嫁娶」の「女婿在逃」に「至元十二年三月、中書戸部先爲民戸招召女婿、立到婚書該寫、年限不滿、在逃百日或六十日、便同休棄、聽從改嫁呈、仍令有司、常切教諭爲婿之人、依理守慎、各務本業。如有游手好閑、非理在逃人等、就便嚴行斷遣施行」同「女婿在逃依婚書斷離」に「憑媒寫立婚書、召馬得信男實哥、與女張阿哥作養老女婿、如馬實哥不肯作活、不紹家業、此文字便當休離、更罰鈔五十兩」とあり、「不紹家業」が問題とされている。理落——見なれない語だが、『漢書』卷七五「李尋傳」に「王道公正脩明、則百川理落脈通」、その顏師古注に「落謂經絡也」とあるのよってかりに譯した。

(2)

仁井田陞『支那身分法史』(東方文化學院 一九四二)、大島立子「元朝の「女婿」について」(『史論』四三・一九九〇)

(水越)